

令和 6 年度業務実績等報告書

独立行政法人 都市再生機構

目次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....5

1 政策的意義の高い都市再生等の推進5

（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進.....5

（2）都市開発の海外展開支援.....16

2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用28

（1）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成.....28

（2）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり39

3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進.....45

（1）東日本大震災からの復興に係る業務の実施.....45

（2）災害からの復旧・復興支援.....50

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置57

1 効率的な運営が行われる組織体制の整備57

（1）効率的・効果的な組織運営.....57

（2）管理会計の活用による経営管理の向上57

2 デジタル化（DX）の推進.....57

3 適切な事業リスクの管理等.....60

（1）事業リスクの管理.....60

（2）事業評価の実施.....60

4 一般管理費、事業費の効率化60

5 入札及び契約の適正化の推進63

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画.....66

1 財務体質の強化.....66

2 予算.....66

3 収支計画.....66

4 資金計画.....66

IV 短期借入金の限度額.....72

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....73

VI 剰余金の使途74

VII その他業務運営に関する重要な事項75

1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮75

（1）地球温暖化対策の推進.....75

（2）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成.....75

（3）建設副産物のリサイクルの推進75

（4）環境物品等の調達75

2 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元75

（１）研究開発等の実施75

（２）成果の社会還元.....75

3 保有資産の適切な管理・運用75

4 内部統制の適切な運用80

（１）内部統制の適切な運用80

（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進80

（３）情報セキュリティの確保80

（４）個人情報の保護.....80

5 施設及び設備に関する計画80

6 人事に関する計画80

（１）方針.....80

（２）人材育成.....80

（３）人件費管理の適正化80

（４）ダイバーシティ&インクルージョン（D＆I）80

7 中期目標の期間を超える債務負担80

8 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途.....80

業務実績等報告書様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	A	－	－	－	－	－	－	－
（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	A○	－	－	－	－	－	I-1-1	－
（２）都市開発の海外展開支援	B	－	－	－	－	－	I-1-2	－
2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用	A	－	－	－	－	－	－	－
（１）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成	A○	－	－	－	－	－	I-2-1	－
（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり	A	－	－	－	－	－	I-2-2	－
3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進	S	－	－	－	－	－	－	－
（１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施	A	－	－	－	－	－	I-3-1	－
（２）災害からの復旧・復興支援	S○	－	－	－	－	－	I-3-2	－
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備	B	－	－	－	－	－	Ⅱ-1	－
（１）効率的・効果的な組織運営								
（２）管理会計の活用による経営管理の向上								
2 デジタル化（DX）の推進	B	－	－	－	－	－	Ⅱ-2	－
3 適切な事業リスクの管理等								
（１）事業リスクの管理								
（２）事業評価の実施								
4 一般管理費、事業費の効率化	B	－	－	－	－	－	Ⅱ-3	－
5 入札及び契約の適正化の推進								
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画								
1 財務体質の強化	A○	－	－	－	－	－	Ⅲ	－
2 予算								
3 収支計画								
4 資金計画								
Ⅳ 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	Ⅳ	－

※１ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２ 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３ 「項目別調書 No.」欄には、令和 6 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度		
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－	－	－	－	－	Ⅴ	－
Ⅵ 剰余金の使途		－	－	－	－	－	Ⅵ	－
Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項								
1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮	B	－	－	－	－	－	Ⅶ-1	－
（１）地球温暖化対策の推進								
（２）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成								
（３）建設副産物のリサイクルの推進								
（４）環境物品等の調達								
2 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元								
（１）研究開発等の実施								
（２）成果の社会還元								
3 保有資産の適切な管理・運用								
4 内部統制の適切な運用等								
（１）内部統制の適切な運用	B	－	－	－	－	－	Ⅶ-2	－
（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進								
（３）情報セキュリティの確保								
（４）個人情報の保護								
5 施設及び設備に関する計画								
6 人事に関する計画								
（１）方針								
（２）人材育成								
（３）人件費管理の適正化								
（４）ダイバーシティ&インクルージョン（D & I）								
7 中期目標の期間を超える債務負担	－	－	－	－	－	－		
8 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	－	－	－	－	－	－		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（1）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 （1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 11 号まで、第 2 項第 3 号から第 5 号及び第 9 号、第 3 項並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。 【困難度：高】 都市再生の推進に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応することや、都市が抱える複合的な課題に適切に対応していく必要があることから、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難であるとともに、都市経営の持続可能性やエリア全体として価値の向上に長期継続的に取り組むためには、段階的・連鎖的な事業展開を見据えた案件形成やインフラ整備に係る関係者間の調整など、個々の事業を実施する場合以上に地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため、困難度が高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 10 年度		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
	コーディネート及び 事業の実施地区数 （計画値）	330 地区	－	280 地区	－	－	－		－	予算額（百万円）	107,646	－	－	－	－
	コーディネート及び 事業の実施地区数 （実績値）	－	－	301 地区	－	－	－		－	決算額（百万円）	98,226	－	－	－	－
	達成率	－	－	108%	－	－	－		－	経常費用（百万円）	211,694	－	－	－	－
										経常利益（百万円）	2,485	－	－	－	－
										行政コスト（百万円）	211,835	－	－	－	－
										従事人員数（人）	780	－	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

	ップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。 を活用して、環境負荷の低減や自然との共生、未来技術の社会実装を推進する。 また、地区の個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編、エリアマネジメント、アセットの取得・保有・活用による長期継続的な地域への関与等によって、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりを推進する。 さらに、地区の実情に応じ、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により、事業等の初期段階から民間事業者等との連携を図る。 これらにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 併せて、政策的意義の高い都市再生を継続的に推進するに当たり、機構が負担する土地等の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。	を活用して、環境負荷の低減や自然との共生、未来技術の社会実装を推進する。 また、地区の個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編、エリアマネジメント、アセットの取得・保有・活用による長期継続的な地域への関与等によって、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりを推進する。 さらに、地区の実情に応じ、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により、事業等の初期段階から民間事業者等との連携を図る。 これらにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 併せて、政策的意義の高い都市再生を継続的に推進するに当たり、機構が負担する土地等の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。	・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情を踏まえ、まちづくり構想の立案・計画づくり・施策の具体化や地域の担い手育成等に係るコーディネートを実施し、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。		したノウハウを結集し、密集市街地の整備改善、津波防災まちづくり、防災公園整備、都市における防災・減災対策を推進した。	
① 国際競争力と魅力を高める都市の再生 グローバルな都市間競争が激化し、社会経済情勢が変化する中、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するための機能・環境を整備する必要がある。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。これらの	① 国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、国際競争力の強化と魅力の向上を図り、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策、エネルギーの効率的な利用など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市	① 国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、国際競争力の強化と魅力の向上を図り、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策、エネルギーの効率的な利用など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市		① 国際競争力と魅力を高める都市の再生 公民の関係者との適切な役割分担・連携体制のもと、複雑化する都市の課題やニーズに対応し、民間事業者のみでは実施が困難で政策的意義が高い都市再生プロジェクトを推進した。また、地区の実情に応じて、長期継続してエリアへ関与することで、段階的な事業の実施につなげるとともに、エリアマネジメント活動等を支援した。 具体事例は以下のとおり。 「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、2期区域における土地区画整理事業及び防災公園街	＜具体的な事例・評価＞ ① 国際競争力と魅力を高める都市の再生 多様な主体間における意見調整や長期・継続的な関与による都市機能の更新を担い、エリア全体の戦略的な更新にも寄与することで、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。 「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、公民連携のもと、関西の発展を牽引するリーディン	

	観点から、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生をさらに進めることが必要である。 また、成熟した都市型社会において既成市街地等を再構築・更新していくためには、蓄積された都市基盤や官民双方が所有する既存ストックの有効活用、民間投資と連動した都市の効率的な運営、地域が主体となったエリアマネジメント等が重視されていることから、中長期的かつエリアを俯瞰した視点による段階的・連鎖的な事業展開や周辺エリアも含めたインフラ整備等に取り組み、複合的な課題に対応する必要がある。 このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化やエリアの価値・魅力を向上させるプロジェクトに積極的に関与するとともに、地域の状況に応じて長期継続的にエリアに関与すること。	の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与する。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。 これらの実現に向けては、民間事業者等との多様な連携の下、基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。 なお、事業等の実施に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な都市機能の更新を進めるため、アセットの取得・保有・活用を通じて長期継続的にエリアへ関与することで、段階的・連鎖的な事業の組成や地域のエリアマネジメント活動等を支え、エリア全体の戦略的な更新に一層取り組む。		区整備事業を着実に推進して、大阪・関西万博に先駆けて令和6年9月に先行まちびらきを迎えた。	グプロジェクトに平成14年から20年にわたって関与し、計画策定支援・土地取得・基盤整備・民間誘導により、1期・2期を通じた一体的なまちづくりに寄与してきた。 都市再生のプロデューサーとして、2期では操車場跡地を先行取得し、事業主体として土地区画整理事業及び防災公園街区整備事業を推進するとともに、民間を誘導することで建築投資を誘発し、国際競争力を備えた「みどり」と「イノベーション」の融合拠点を形成している。 開発に当たっては、民間提案を導入する仕組みを作り、計画策定段階から積極的に提案を取り入れ、区域全体に一体性をもたせた質の高い公共空間と広大な「みどり」空間を創出した。 工事の実施に当たっては、機構が事務局となり、市・鉄道事業者・建物事業者・基盤整備工事の施工業者（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）との間で工事のスケジュールや施工方法などを綿密に調整し、多くの工事が同時並行で進み輻輳する中、的確に対応することで、大阪・関西万博に先駆けて令和6年9月に先行まちびらきを実現した。 また、提案をもとに民間事業者と公共施設管理者等との間に立って設計等を調整し、民間敷地と一体的な質の高い公共空間を創出した。 今後は芝田エリアで地域活動を通じたまちづくり気運の醸成を図り、更なるエリア価値の向上に貢献していく。	
				「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、国際ビジネス・交流拠点形成が進む中、大規模開発	「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、ビジョン策定支援から事業・コーディネートの実施、	

				街区と中小ビル街区の双方が補完されるまちづくりを推進するため、長期継続的に関与してきた。 「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」においては、機構を代表施行者とした個人施行の市街地再開発事業により、業務棟（虎ノ門アルセアタワー）が令和 7 年 2 月に竣工した。 「愛宕地区（東京都港区）」においても、機構施行の市街地再開発事業による建設工事に令和 7 年 2 月着手した。 地域のエリアマネジメント活動においては、令和 6 年 9 月及び令和 7 年 2 月に食を起点としたイノベーション創出の支援を実施するための地域活動拠点を設置した。 「東京駅前・八重洲地区（東京都千代田区）」では、全体完成時には国内最大級となるバスターミナルの整備を進めており、第 1 期は令和 4 年 9 月に開業している。第 2 期は	エリアマネジメント活動や組合施行再開発への参画に至るまで、約 20 年にわたる多面的・継続的なエリアへの関与によるまちの成長を促すことで民間の活発な投資を誘導している。 「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」では、病院機能を中断させることなく段階的な建替えを実施している。災害時には病院棟と業務棟が一体的に使われることで、都内最高レベルの治療・収容拠点を実現した。また、国際的なビジネス拠点に適した高水準の業務環境をもつ業務棟竣工と合わせて虎ノ門ヒルズ駅へつながるデッキをバリアフリー仕様で整備し、安全で快適な歩行者ネットワークの形成に貢献している。 「愛宕地区（東京都港区）」では、市街地再開発事業を施行者として推進し、土地の高度利用や愛宕山の環境整備、歩行者ネットワークの整備等により、国際ビジネス拠点機能の強化に貢献している。 地域のエリアマネジメント活動では、地域の特色を踏まえた活動拠点を設置し、まちぐるみでスタートアップ企業を支援するなど、一体的なエリア価値向上を推進している。 また、東京都内で初めてほこみち制度を活用してストリートマルシェなどの社会実験を地元団体の一員として継続して実施し、にぎわいの創出に寄与している。 「東京駅前・八重洲地区（東京都千代田区）」では、バスターミナルを整備することで、路上に点在するバス乗り場の集約を進めている。このターミナルは事業主体や完成時期の	
--	--	--	--	---	---	--

				令和 7 年度の開業を目指して事業を進めており、第 3 期の市街地再開発事業が令和 6 年 8 月に建設工事着手に至り、令和11年度の開業を予定している。 「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、品川駅北周辺地区、品川駅街区地区及び品川駅西口地区の 3 地区で、機構施行の区画整理事業を着実に推進している。品川駅北周辺地区においては、令和 7 年 3 月に先行街区においてまちびらきを迎えた。 「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、令和 5 年 8 月に機構施行の市街地再開発事業の認可を受けており、令和 6 年 7 月には権利変換計画の認可を受け、10 月には青山通り沿道の建設工事に着手した。	異なる 3 地区に跨るが、令和 6 年度は第 3 期エリアにおいて、保留床を取得する参加組合員として再開発事業の推進に寄与した。 「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、各種事業の工事が輻輳する中でスケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。土地区画整理事業の工事、地区内の建築工事や隣接して施行されている再開発事業、環状 4 号線整備、京急線の連続立体交差事業等の各種事業関係者と工事スケジュール等を密に調整している。このうち品川駅北周辺地区において、「国際交流拠点・品川」の先行街区まちびらきを実現した。 「北青山三丁目地区（東京都港区）」においては、特定緊急輸送道路である青山通り沿道の耐震化と、都営住宅跡地の大規模利用転換を行い、大規模な広場・みどり空間を整備する。また、青山の地域資源である文化・人材と緑を活かした「文化・流行の発信拠点」を創出する。
② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等の多様な主体と連携して、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実	② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。	② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。	② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 まちづくりのノウハウや人材不足等の課題に直面する全国の地方公共団体に対して、機構が培ってきた多様なニーズに対応するノウハウを活かし、構想・計画策定から事業化、まちづくり組織の組成や社会実験の実施等による体制構築支援に至るまで、地域に即した支援を実	② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 これまでに培ってきた支援実績やノウハウを活かし、多種多様な相談・課題に対し、地域の実情に応じて対応した結果、事業化、計画策定及び体制構築のコーディネート効果が 35 件発現するに至った。	

	現を図る都市再生を進めることが必要である。 このため、機構は、各地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化、担い手の育成・体制構築等に係るコーディネート及び都市再生事業を通じて地方公共団体等を支援すること。	その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、広域的な視点からまちづくりを推進する。 このため、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、地域経済の好循環につながる担い手の育成・体制構築等に係るコーディネートを実施する。さらに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を行い、中心駅周辺における拠点の再生、近隣生活圏の核となるコミュニティ空間の整備を推進する。	その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、広域的な視点からまちづくりを推進する。 このため、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、地域経済の好循環につながる担い手の育成・体制構築等に係るコーディネートを実施する。さらに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を行い、中心駅周辺における拠点の再生、近隣生活圏の核となるコミュニティ空間の整備を推進する。		施した。 具体事例は以下のとおり。 「小諸駅周辺地区（長野県小諸市）」においては、公民共創の協議会による地域のビジョン策定を支援した。その実現に向けた市の基本計画改訂を受け、市の要請により、基本計画に掲げる文化・観光交流まちづくり支援の一環として、令和6年8月に地域資源である歴史的建造物を取得。隣接する広場との一体的な活用・整備を推進するため、令和7年1月には市と、公募により選定した事業パートナーとの三者で協定を締結した。 「鹿沼市中心市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、中心市街地活性化を目指して公民連携によるまちづくりを進めるため、令和6年7月には歴史的建造物を取得した。この建物活用も含めて市と機構相互の連携体制を強化し、より幅広い連携が可能となる包括連携協定を令和7年3月に締結した。 「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、市街地再	「小諸駅周辺地区（長野県小諸市）」においては、平成29年度から市の計画策定や協議会立ち上げを支援してきた。令和4年度からは大手門公園の一部であるまちタネ広場を活用した担い手発掘と交流の場づくりのプレイスメイキング社会実験を実施した。その結果を踏まえ、協議会が、公民共創によるまちづくりの方向性を共有するビジョンを策定。その行動計画として令和6年4月に市の基本計画が改訂された。また、社会実験等の取組を契機として、広場に隣接する歴史的建造物の所有者から当該物件を市の目指すまちづくりに活用してほしい旨の意向が示され、令和6年8月、市の要請に応じて歴史的建造物を取得した。広場との一体的活用を行う地域の事業パートナーを市とともに選定し、三者で協定を締結する等、多様な取組による支援を実施し、市が目指すまちなかの回遊促進や賑わい創出を支援している。 「鹿沼市中心市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、令和4年9月に開設した「kanuma commons」を拠点として、民間事業者によるリノベーションまちづくりを加速する公民連携体制の構築を支援してきた。令和6年度は新たに歴史的建造物を取得し、運営事業者の公募に向けた検討を進めるなど、公民連携まちづくりの体制構築支援を進めた。 「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、令和5年	
--	---	--	--	--	--	--	--

				開発事業の施行者として事業を推進しており、令和6年4月にはB街区の建設工事に着手した。 「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、機構を代表施行者とした個人施行の市街地再開発事業を推進し、令和6年10月には建設工事に着手した。 「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、令和5年度に新たに土地を取得し、令和6年度にはこの土地を活用する事業者を選定して、事業者が機構保有地と道路を一体的に活用する拠点を設けた。 「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、市が目指す「歩いて楽しめるまち」の実現に向け、令和6年5月に「マイアミ通りまちづくり協議会」を設立した。その後、同協議会とともにマイアミ通りなどでの歩道空間等の利活用に向けた社会実験を複数回実施した。これを基にマイアミ通りの	度にオープンしたA-2街区の公益施設等とともに市民の学びや交流の場を形成するB街区の工事に、令和6年4月に着手した。この工事は既存建物の躯体を有効活用して施工され、令和8年度の事業完了に向けて事業を推進している。 「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。 「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定を支援した「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。 また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した運営体制の検討・試行を、地元商店会とともに進めている。 「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、マイアミ通りまちづくり協議会設立に向けて市が実施する住民協議会の運営や通りの利活用に係る社会実験などを支援してきており、協議会設立後も機構の制度を活用して、まちづくり支援の専門家とともに基本計画策定に向けた検討支援や社会	
--	--	--	--	--	---	--

					利活用に向けた基本計画を令和 7 年 1 月に策定した。	実験の実施を支援し、基本計画の策定に至った。	
	③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが引き続き必要である。 このため、機構は、防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、密集市街地の整備改善、防災公園等の整備、老朽化マンション等の再生、災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、地方公共団体等の計画策定等に係る支援を通じて南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。	③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。 密集市街地の整備改善に当たっては、地方公共団体等における計画策定や地元組織への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、地域防災力の向上、住環境の向上等も含めた総合的な取組を推進する。 また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験及びノウハウを活用し、防災に関する計画策定等に係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。 マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネー	③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。 密集市街地の整備改善に当たっては、地方公共団体等における計画策定や地元組織への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、地域防災力の向上、住環境の向上等も含めた総合的な取組を推進する。 また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験及びノウハウを活用し、防災に関する計画策定等に係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。 マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要がある分譲マンションの再生に向けたコーディネー		③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 防災に対する社会的関心の高まりに対応し、機構がこれまでの災害復旧・復興支援を通して蓄積したノウハウを結集し、密集市街地の整備改善、津波防災まちづくり、防災公園整備、都市における防災・減災対策を推進した。 密集市街地においては、地方公共団体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地の整備改善を推進した。令和 6 年度には全国 11 市区・19 事業地区にて事業を実施した。また、住民の防災意識醸成を図るイベントなどのソフト支援を実施した。 防災公園については、防災面に課題がある地域で避難地等となる防災公園を整備した。 南海トラフ地震対策等の津波防災まちづくりの推進が求められている地域においては、令和 6 年度は徳島県や高知県においてハード面やソフト面での各種支援を実施した。 また、事業による防災性向上や減災対策として、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い災害時治療・収容拠点を整備した。	③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、不燃化に係る地方公共団体等における計画策定支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得を通じた老朽木造建物の更新や主要生活道路拡幅等の防災性向上に資する事業を推進した。 また、地域防災力向上を目的としたソフト支援も実施し、ハード整備で終わらないまちづくりを推進した。 防災面に課題がある地域においては、避難地等となる防災公園を整備することで、地域防災力向上に寄与した。 南海トラフ地震による津波被害が想定される地域では、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、津波防災まちづくりの支援を推進した。 また、事業等においても、防災性向上や減災対策を推進することで都市の防災性の向上に寄与した。 これらの結果、84 地区において安全・安心なまちづくりを実施し、都市の防災性向上に貢献した。	

		トを実施する。	トを実施する。		具体事例は以下のとおり。 「西小山駅前地区（東京都目黒区）」においては、事業パートナーと連携し地域まちづくりを推進しており、令和6年11月には機構保有地で地域交流イベントを開催し、住民の防災意識醸成を図った。 「門真市古川橋駅北地区（大阪府門真市）」においては、令和7年2月に道路拡幅のための用地として土地を取得し、新たに木造住宅が密集するエリアにおいて不燃化促進事業に着手した。 「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、防災公園整備事業を着実に推進し、令和6年9月にうめきた公園が一部開園した。 「美浜町運動公園（愛知県美浜町）」においては、町から受託している都市公園の一部整備が完了し、令和6年6月に運動公園陸上競技場と交流広場がオープンした。 「美波町（徳島県）」においては、平成30年の協力協定の締結以降、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を継続して行っている。令和6年度は、ハード面の継続支援を行	「西小山駅前地区（東京都目黒区）」は、土地の集約化・共同化によりまちの防災性向上に寄与している。また、機構保有地を活用して住民の防災意識醸成を図り、地域の関係構築につながる地域交流イベントの実施により、ハード整備で終わらないまちづくりを行っている。 「門真市古川橋駅北地区（大阪府門真市）」においては、市と協働のうえ、市の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献している。 「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、防災公園に備蓄倉庫やマンホールトイレなどの設備を設置し、大阪駅の周辺において大規模災害が発生した際に想定される7万8千人の帰宅困難者のうち、約3万4千人の一時避難者受け入れが可能な広域避難場所が確保され、まちの防災性向上に寄与した。 「美浜町運動公園（愛知県美浜町）」においては、パラスポーツにも対応した仕様とするなど、町が掲げる「スポーツまちづくり」の実現に寄与するとともに、災害の際には1万人の一時避難場所となる防災機能をもった公園を整備した。 「美波町（徳島県）」においては、東日本大震災の復興支援等で培ったノウハウを活かし、高台整備に係る造成計画の作成等の技術支援を行って津波防災まちづくりを推進	
--	--	---------	---------	--	---	---	--

					い、また、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。 「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」においては、機構を代表施行者とした市街地再開発事業により、病院棟と連携して災害対応機能をもつ業務棟（虎ノ門アルセアタワー）が令和7年2月に竣工した。	した。また、機構が設置したサテライトオフィスも活用して防災教育プログラムを実施し、住民の防災意識向上にも寄与している。 「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」においては、平成31年4月に竣工した病院棟と連携し、都内最高レベルである約 14,000 m²の災害時治療・収容拠点を整備し、都市の防災性の向上・減災対策に寄与した。 以上により、重要度・困難度「高」の本項目において、定量目標の計画を超える地区に関与するとともに、「うめきた」の先行まちびらき等、質的にも大きな成果をあげていることから、A評定とする。	
	これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施する。	これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和6年度中に280地区においてコーディネート及び事業を実施する。					

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－（2）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 （2）都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 2 項第 10 号等
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
									予算額（百万円）	107,646	－	－	－	－
									決算額（百万円）	98,226	－	－	－	－
									経常費用（百万円）	211,694	－	－	－	－
									経常利益（百万円）	2,485	－	－	－	－
									行政コスト（百万円）	211,835	－	－	－	－
									従事人員数（人）	37	－	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	（２）都市開発の海外展開支援 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、海外の都市開発事業における案件形成の川上段階から積極的に関与し、相手国のニーズを踏まえながら、戦略的に我が国事業者の参入促進を図ることが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・民間企業単独での参入が困難な案件について、関係府省、政府機関、我が国事業者と相互に連携し、現地及び国内での情報収集体制・機能の強化等を図りながら、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託や、我が国事業者の参入が見込まれる事業のフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を行うこと。 ・我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務を強化し、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげること。 ・業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。	（２）都市開発の海外展開支援 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第 6 条に規定する業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。 具体的には、案件発掘を強力に推進するため、関係機関等との連携や情報収集機能の強化、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託や我が国事業者の参入に向けたフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を実施する。 また、我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務の強化により、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげる。 そのほか、我が国事業者の海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。 加えて、上記各取組に必要な人材の確保・育成を図るとともに、海外展開支援業務のビジネスモデルを早期に構築する。	（２）都市開発の海外展開支援 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第 6 条に規定する業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。 具体的には、案件発掘を強力に推進するため、関係機関等との連携や情報収集機能の強化、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託及び過年度より履行中の受託業務の着実な実施、我が国事業者の参入に向けたフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を実施する。 また、我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務の強化により、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげる。 そのほか、我が国事業者の海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。 加えて、上記各取組に必要な人材の確保・育成を図るとともに、海外展開支援業務のビジネスモデルの構築に向け、民間事業者と共同した業務受託など、様々な収入獲得方策を試行する。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> ・機構が海外の政府機関等から都市開発の計画策定業務等に係る契約を締結した件数 ・機構によるコーディネート業務を行った結果参入した我が国事業者による海外都市開発の進出件数 ・海外の都市開発事業への参入の促進を図るため、機構が我が国事業者に対してコーディネート業務により支援した件数 <評価の視点> ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、関係機関等との連携や相手国機関からの業務受託等により案件発掘を強化するとともに、我が国事業者の事業化に資するコーディネート業務を推進しているか。	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> － <その他の指標> ・機構が海外の政府機関等から都市開発の計画策定業務等に係る契約を締結した件数 0 件 ・機構によるコーディネート業務を行った結果参入した我が国事業者による海外都市開発の進出件数 0 件 ・海外の都市開発事業への参入の促進を図るため、機構が我が国事業者に対してコーディネート業務により支援した件数 125 件 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、国土交通省や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）、株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）等の国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進め、東南アジア及び豪州を中心に相手国機関等を支援し、公共交通指向型開発（以下「TOD」という。）等の都市開発に関する技術支援や日本企業誘致に関する支援を実施した。また、案件発掘を強力に推進するため、令和 6 年 7 月にタイ・バンコクに、8 月にはインドネシア・ジャカルタに事務所を新設し、現地での活動を本格化さ	<評定と根拠> I-1-（２） 評定：B <評価の概要> 第 5 期中期計画の達成に向け、下記のとおり進展を見せたことから自己評価はBとする。 バンコクとジャカルタに事務所を開設し、現地での活動を本格化させた。また、TOD フォーラムの開催などにより日本及び機構の取組を積極的に紹介した。その結果機構の認知度が向上し、計画策定及び日本企業誘致に関する相談が増加した。 タイでは、バンスー地区 TOD プロジェクトにおいてアドバイザリー業務契約獲得を目指しタイ国鉄資産管理会社とミニッツ交換した（R6.6）。チュラロンコン大学と覚書を交換（R7.3）し、協力関係を構築した。また、タイ民間企業から令和 5 年度に受託したスマートシティ計画作成業務を完了（R6.9）させ、高評価を得た。 インドネシアでは、ジャカルタ都心部の交通結節点であるドックアタス地区で、ジャカルタ都市高速鉄道公社と共同で複数の関係者による歩行者デッキ整備検討会の設立に合意した（R6.11）。当地区周囲で開発を構想する日本企業にも寄与する仕組み等も本検討会で議論。ルバックブルス地区 TOD プロジェクトでは、当開発の情報を機構が日本企業へ提供（R6.8）し、その後日系企業が関心を表明した。 豪州では、ビクトリア州政府が進	

				せた。これらの事務所をタイ・インドネシアだけでなく周辺国も含めた海外拠点として活用し、関係機関との連携や情報収集機能をより一層強化した。その結果、相手国の政府機関や民間企業等から都市開発案件に関する計画策定支援や日本企業誘致の相談が寄せられており、受託に向けた協議を進めている。 また、一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会（以下「J-CODE」という。）及び豪州開発情報連絡会の事務局として、我が国事業者に対してセミナー、ワーキング、意見交換等によるコーディネート業務により支援を行い、J-CODE では会員及びワーキングにより 105 件（延べ企業数）、豪州開発情報連絡会では日豪ネットワークイベントにより 20 件（企業数）の支援（有償によるもの）を実施した。 具体的な事例は以下のとおり。 【タイ】 タイでは、クルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンスー地区」という。）での大規模都市開発の基本計画策定支援及びタイ最大手工業団地開発企業アマタコーポレーション（以下「アマタ社」という。）が進めるアマタジャパニーズスマートシティ計画の策定支援等を進めている。 令和 6 年 6 月にバンコクにおいて国土交通省と共催で TOD フォーラムを開催し、タイ運輸省事務次官、バンコク都知事、タイ企業、日本企業、学識経験者等 130 名以上が来場。タイにおける TOD 施策推進の機運を高めた。 バンスー地区については、国土交	めるメルボルンの複数の開発地区について、機構主催の日豪ネットワークイベントを開催（R6.10）。日豪企業計 35 社が参加し、参加企業から高い評価を獲得した。 インドでは、ムンバイ都心部において遊休地を持つムンバイ港湾公社との関係構築のため覚書交換を協議した。また、ムンバイメトロ 11 号線準備調査（JICA 発注）を受託（R6.4）し、TOD 推進を支援した。 ＜具体的な事例・評価＞ 【タイ】 令和 6 年 6 月にバンコクで開催した TOD フォーラムは、日タイの政府・民間・学識等の連携強化が図られるとともに、機構の認知度の向上に大きく役立った。また、フォーラムの場でバンコク事務所開設の発表を行うことにより、タイ側から機構に対する高い関心を得ることができ、事務所開設後の関係構築及び情報収集に大きく役立てることができた。 タイのバンスー地区は、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省や JICA などの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。
--	--	--	--	--	--

				通省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和２年度に交換した協力覚書に基づき、同地区での大規模 TOD プロジェクト及びスマートシティ実現に向けた基本計画策定支援を進めている。令和６年度はタイ国鉄資産管理会社（以下「SRTA」という。）からのアドバイザー業務受託を目指し、令和６年６月に契約手続きの促進に向けたミニッツを交換した。 令和７年３月には、タイのチュラロンコン大学と、タイにおける都市開発事業推進に関する覚書を交換した。この覚書に基づき SRTA からのバンスー地区のアドバイザー業務契約締結に向けて、同大学とのコンソーシアムを組成するための枠組みを整備した。 アマタジャパニーズスマートシティ地区については、アマタ社から、タイ国内で手掛ける大規模開発「アマタジャパニーズスマートシティ」について機構の計画策定への関与を依頼され、令和５年６月にアマタ社及び日本の民間企業と当地区の開発に関する協力覚書を交換し、令和６年１月に当地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結し、令和６年９月に業務を完了した。	SRTA とのアドバイザー業務受託については、契約締結に向けて現地へ頻繁に渡航し、現地事務所も活用しつつ、国土交通省や日本大使館とも連携しながら継続的に協議を実施した。ミニッツの交換後も契約に向けて引き続き先方幹部と現地で頻繁に協議を実施した。 チュラロンコン大学はタイ国内で最も古い歴史を持つ国立大学であり、アジアでもトップランクの研究機関として位置付けられている。同大学は都市開発の豊富な経験を持つ機構との相互協力により、TOD などの都市開発を推進し、タイが抱える交通渋滞等の都市課題の解決を目指している。機構にとっても、同大学と覚書を交換したことは、タイ国内における機構の評価に大きく影響し、SRTA からのバンスー地区のアドバイザー業務契約締結及び現地での円滑な業務実施に向けて非常に役立つほか、タイ国内の他の都市開発案件に関与する可能性が高まるものと期待できる。 アマタジャパニーズスマートシティにおける基本計画策定業務は、機構が海外の民間企業から計画策定業務を受託した初の事例であり、先方の期待に応えるため、部門横断的な検討体制を整えて業務を実施した。また、機構が現地のニーズを把握するための調査を綿密に行うことにより、日本の技術を現地に融合させることに配慮した。その結果、アマタ社の代表取締役会長ウィクロム氏から、機構の支援に対して感謝のメッセージを頂き、業務完了後も引き続き協力関係を継続し、日本企業誘致等の支援を進めているところ。	
--	--	--	--	--	--	--

				【インドネシア】 インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の国鉄や地下鉄駅周辺における TOD プロジェクトの推進に向け、ジャカルタ首都圏交通統合公社（以下「MITJ」という。）と令和4年1月に覚書を交換（令和6年1月更新）し、ジャカルタ都市高速鉄道公社（以下「MRTJ」という。）と令和5年7月に覚書を交換し、支援を行っている。 MRTJ は、ジャカルタ中心部の主要な交通結節点であるドックアタス地区において、道路及び河川により分断されている4つのエリアをつなぐ歩行者デッキの整備を検討しており、機構は MRTJ から依頼を受け、歩行者デッキの実現に向けた技術的支援を依頼された。また、地区周辺では日本企業が開発を検討しており、歩行者デッキ整備への関与による事業価値向上を期待されている。 機構は、関係者が参加した検討会を設立し、検討会の枠組みを活用して議論を交わし意見調整を進める方法を提案し、MRTJ と機構の共同事務局による日インドネシア合同の歩行者デッキ整備検討会の設立に合意した。この検討会には、インドネシア側は中央政府、州政府、道路管理者、河川管理者及び交通事業者、日本側は国土交通省、JICA、日本大使館及び周辺で開発を検討する日本企業が参加を予定している。検討会の設立に当たっては、MRTJ と機構が令和6年11月にジャカルタで共催した TOD セミナーにおいて協議会の枠組みを発表し、関係者が検	【インドネシア】 インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が大きな社会課題となっており、MRTJ 及び MITJ との TOD の推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。 ドックアタス地区は国鉄、空港鉄道、MRT、LRT、BRT の5つの交通モードが集まるジャカルタ中心部の交通ハブとして非常に高いポテンシャルを持つ地区であり、地区及び周辺では複数の日本企業が都市開発事業を検討及び展開している。しかし、歩行者の回遊性が大きく妨げられている状況は日本企業が進める開発事業にとっても大きな課題となっているため、歩行者デッキ整備による地区の回遊性向上及び TOD 推進は、ジャカルタの社会課題である交通渋滞の緩和とともに、日本企業の開発事業の魅力向上につながるものとして期待されている。歩行者デッキ整備を実現するためには適切な官民連携のあり方の検討や非常に多くの関係者間の調整が必要であり、MRTJ にとって非常に難易度の高い事業となっている。 機構がこれまでの経験を基に、MRTJ を支援しながら関係者調整を進めていくことは、機構の公平・中立性に基づく役割を海外でも担うことができることを示したものであり、非常に意義のある取組と言える。また、地区周辺で都市開発事業を検討する日本企業にとっても、事前に日本部会で意見を集約し、民間が日本政府と一体となってインドネシア側に意見を示せる体制を整えたことで、インドネシア側との円	
--	--	--	--	--	--	--

				討会の意義等を理解し、円滑に参加できるよう努めた。また、日本側の参加者を集めた日本部会を令和6年11月及び令和7年1月に開催し、日本側の意見を集約し、合同の検討会に向けた準備を重ねた。並行して構造的な検討も行い、技術的な課題の洗い出し及び工事費、工期の算出を行った。日インドネシア合同の第1回検討会は令和7年6月を予定している。 また、MRTJはMRT沿線のブロックM地区において、バスターミナル街区を活用した複合用途再開発によるTODを計画しており、機構は、計画の実現に向けて計画策定に向けた助言や日本企業誘致の支援を行った。具体的には、周辺の公有地を含めた連鎖的な開発展開の手法や将来ビジョン、開発イメージ案等を提案し、令和7年2月にはJ-CODEで日本企業に案件を紹介した。3月にはバスターミナル街区における公募情報を提供した。 MITJが検討を進めるルバックブルス駅周辺地区において、機構は、日本企業の参画実現に向けた案件情報を継続的に日本企業に提供しており、令和6年8月にMITJによる公募が実施された際には、J-CODE会員企業に公募情報を紹介した。その結果、関心を示す会員企業があり、当該企業の現地法人がMITJに関心表明を提出した。現在はMITJ及び当該企業へのフォローアップを継続している。 上記のほか、ジャカルタ事務所ではインドネシアの民間企業などから都市開発案件の相談を受けており、支援に向けた業務契約等の協議を進めているところである。	滑な調整が可能となり、開発事業の促進に大きく役立つ取組と言える。 ブロックM地区は、都心部のバスターミナル街区における再開発計画であり、敷地形状等の課題に加え、現在の不動産市況から民間の関心があまり高くないことから、機構は地区単独ではなく周辺を含めた計画を提案することで地域全体の価値向上を目指す提案をMRTJに対して行い、J-CODE会員企業にも紹介した。その結果、詳細情報を求める日本企業もあり、今後の事業化及び日本企業進出が期待できる。 ルバックブルス駅周辺地区はMRT始発駅におけるパーク＆ライドを企図した複合開発計画であり、J-CODEを通じた案件紹介が日本企業の現地法人による関心表明提出につながった事例である。この事例により、機構に対する信頼が高まり、インドネシア側からの更なる相談につながるものとして期待できる。 なお、ジャカルタ事務所開設後、現地の政府機関や民間企業等から都市開発案件の相談を受ける機会が増加していることから、事務所を通じた活動の成果が発揮されていると言える。	
--	--	--	--	---	---	--

				【オーストラリア】 オーストラリアでは、平成 30 年度にニューサウスウェールズ州政府と西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）の開発支援に係る覚書を交換し、計画調整を担う州政府傘下のブラッドフィールド開発公社（以下「BDA」という。）に対して支援を続けてきた。令和 6 年度は、4 月に BDA による第 1 期開発地区の公募が開始され、機構は、西シドニー開発情報連絡会セミナーを 4 月及び 5 月の 2 回開催し、公募の詳細情報を日本企業に提供したほか、連絡会会員企業への個別説明等を実施し、参画意向等の確認を行った。公募は 5 月に締め切られ、事業者決定は令和 7 年度の見通しとなっている。 ビクトリア州では、州政府はメルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした各地での再開発を計画しており、機構が培ってきた再開発等の知見による支援や日本企業参画機会の創出への期待から、令和 6 年 3 月に覚書を交換した。 令和 6 年 9 月には、西シドニー開発情報連絡会を豪州開発情報連絡会に改称し、ニューサウスウェールズ州に加えてビクトリア州に関する情報も含め、日本企業に対するセミナーや情報提供を開始した。令和 6 年 10 月には、東京において日豪ネットワークングイベントを開催し、日本企業 21 社（JOIN を含む）豪州企業 14 社が参加した。機構がビクトリア州政府と検討を進めるメルボルン周辺都市開発候補地について州政府を招いて紹介すると	【オーストラリア】 オーストラリアの西シドニー地区は、計画を進めるニューサウスウェールズ州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始したものであり、州政府からの期待に応えるべく令和 2 年度のマスタープラン策定支援のアドバイザー業務や令和 4 年度、5 年度の日本企業誘致に向けた「西シドニー開発情報連絡会」の組成及び日豪民間企業のネットワーキングイベント等の実施等により、積極的に支援を進めてきた。その結果、機構の提案が一部取り入れられたマスタープランが公表され、そのマスタープランに基づく第 1 期区画の公募が開始されたことで、州政府からの期待に応え開発の重要な節目を迎えたことから、BDA の最高責任者ケン・モリソン氏からの感謝のメッセージを頂いた。 ビクトリア州については、フィッツシャーマンズベンド地区の開発基本計画案を作成し州政府に提案したことは、機構の技術力を先方に示し、今後のアドバイザー契約等につなげる上で大きな役割を果たすものと期待できる。 また、豪州開発情報連絡会は 79 社（令和 7 年 3 月末時点）の会員が加入しており、日本企業からも高い期待が寄せられている。特に令和 6 年 10 月に開催した日豪ネットワークングイベントについては有償であるにも関わらず日豪合わせて 65 名の参加者があり、事後アンケートにおいてもほとんどが満足の評価を得られ、大きな価値を生み出すこと	
--	--	--	--	---	---	--

				ともに、日豪企業の個別面談を実施し、日豪の連携強化の取組を進めた。 また、機構は州政府と検討を進めるメルボルン市域のフィッシャーマンズベンド地区について、日本企業へのヒアリングを行い、日本企業の参画可能性等を考慮した開発基本計画案を作成し、令和7年3月に州政府に提案を行った。 【インド】 インドでは、インド有数の貿易港であるムンバイ港の機能移転に伴い、ムンバイ港湾公社（以下「MbPA」という。）は港湾地区の大規模土地利用展開を構想している。また、ムンバイでは JICA の ODA によるメトロ 11 号線整備計画が検討されており、新駅がムンバイ港湾地区内に設置される予定のため、同線がムンバイ港湾地区再開発の成否を決め得る重要な要素となっている。MbPA は港湾が専門であり都市開発の知見が少ないため、みなとみらい地区等をはじめとする機構の TOD や大規模開発の知見に期待し、覚書を交換することで調整を進めている。ムンバイ港湾地区に関する情報は J-CODE 会員企業にも情報を提供した。 また、令和6年4月には、JICA が発注するムンバイメトロ 11 号線建設事業準備調査について、民間事業者からの要請に基づき民間事業者4者との共同企業体を組成して受注し、同路線沿線の TOD 推進にかかる検討を実施している。 また、インドの都市・住宅開発への日本企業の関心が高いことから、デリー及びムンバイにおける住宅供給にかかる情報収集調査を実施	ができたと言える。このイベントで紹介したメルボルン市域の開発候補地については日本企業も関心を示しており、これらの連絡会の活動を通して、オーストラリアにおける日本企業の進出が期待できる。 【インド】 インドは世界最大の人口を抱え、経済成長が著しく、日本企業も非常に高い関心を寄せている。しかし、都市部での深刻な交通渋滞や大気汚染、住宅不足等の社会課題を抱えていることに加え、都市・住宅開発分野でのインド進出には不動産の権利関係の不明瞭さなど多くの課題があり、実際にインドに進出している日本企業は数社に留まっている状況である。 そのような中、インドの経済及び金融の中心であるムンバイにおいて、都心部に広大な遊休地を持つ MbPA と覚書を交換し港湾地区の再開発に関与することや、ムンバイメトロ 11 号線建設事業準備調査に参画し提案することで、機構が持つ TOD 等の都市開発の実績や技術力に対する認知度を高め、現地での機構の信頼獲得につなげられるものと期待できる。地下鉄駅を拠点とした都市開発を進め、都心に近接する大規模空地の土地利用転換を図ることで、新たな都市開発の機会を創出し、交通渋滞や大気汚染、住宅不足等のムンバイの深刻な都市的課題の解決に寄与するとともに、政府機関や調査等から収集した情報を
--	--	--	--	---	---

				した。調査に当たっては、中央政府及び各都市の州政府、住宅開発公社等にヒアリングを実施し、現地の住宅政策上の課題や状況、日本政府及び日本企業の協力に対する期待について把握した。この調査結果は令和7年3月に、国交省主催による住宅産業海外支援セミナーで発表し、日本企業に情報を提供した。 【ベトナム】 ベトナムでは、ホーチミン市からのTODへの支援依頼を受け、令和5年度よりメトロ1号線沿線のフックロン駅周辺地区においてパイロットプロジェクト検討を実施している。令和6年度は開発コンセプト及び開発計画等に関するホーチミン市との意見交換を行うとともに、日本企業へのヒアリング等を通じて事業性の検証等を行い、令和7年3月に日本企業の参画実現に向けた開発計画をホーチミン市に提案した。 【フィリピン】 フィリピンでは、令和5年度より人間居住・都市開発省（以下「DSHUD」という。）、国家住宅庁（以下「NHA」という。）、運輸省（以下「DOTr」という。）と関係を構築し、マニラ首都圏における公共住宅供給及びTOD推進について意見交換を行っている。 令和6年度は、NHAが進める住宅供給に対し、日本企業とフィリピン企業との協同による住宅供給スキームの実現性について検討し、令和6年10月にDSHUD及びNHAに事業スキーム案を提案し、当該スキーム	日本企業へ提供することにより、日本企業の進出にも役立つものである。 【ベトナム】 ベトナムのホーチミン市は、これまで都市鉄道が無く交通渋滞が深刻な状況であるが、令和6年12月に同市初となるメトロ1号線が開業したほか、計画及び建設中の路線が複数あり、これらの公共交通を活かしたTOD推進が都市課題解決に向けて非常に重要となっている。 そのため、機構がフックロン駅周辺地区のTODパイロットプロジェクトに関与し支援することは、同地区だけでなく今後のホーチミン市におけるTOD推進に向けた指針となり、社会課題解決と日本企業進出の機会創出に役立つものである。 【フィリピン】 フィリピンのマニラ首都圏は人口急増に伴う交通渋滞の慢性化と住宅不足が社会課題となっており、現在、南北通勤鉄道やマニラ首都圏の地下鉄等の交通インフラ整備や年間100万戸の低価格住宅供給の方針が進められていることから、鉄道整備と合わせた沿線のTODの推進や低価格住宅の供給は、社会課題の解決に向けて非常に重要となっている。 そのような中、住宅供給TOD推進に向けて大きな権限を持つDSHUD、	
--	--	--	--	---	---	--

				の実現性を確認した。また、これらの検討結果は令和7年3月に、国交省主催による住宅産業海外支援セミナーで発表し、日本企業に情報提供を行った。 また、DHSUD や D0Tr が開発権限を有する鉄道路線沿線の公有地から TOD 推進の効果の高い地区を複数選定し、日本企業へのヒアリング等を踏まえた開発計画案を作成し、令和7年2月に計画案を DHSUD 及び D0Tr に提案した。その結果、先方の関心を得られ、TOD 開発案件候補地の情報獲得につながった。 【J-CODE】 機構は J-CODE の事務局として、会員企業 48 社及び国別ワーキング参加企業（中国 10 社、ベトナム 31 社、ミャンマー16 社）に対してコーディネートを実施した。 具体的にはインド高速鉄道駅周辺開発に関するセミナーや、OECD 開発センターとの意見交換会、機構が実施した都市開発海外展開支援事業調査や住宅建築技術国際展開支援事業調査に関する報告、海外現地事務所の活動に関するセミナーなど、会員企業を対象としたセミナー等を計 15 回実施し、会員企業への情報提供を行った。また、インド、中国、ベトナム、ミャンマーにおいて都市開発や不動産市場に関する調査を実施したほか、ベトナムでは昨年度から引き続きホーチミン不動産協会等と継続的に意見交換を実施し、ベトナム民間企業の案件を会員企業に紹介するなど、J-CODE 案件形成に向けて取り組んだ。また、会員間の意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、	NHA、D0Tr と関係を構築し、継続的な意見交換ができる環境を整えたことは、住宅整備やまちづくりのニーズを的確に把握し、具体の TOD 案件形成と日本企業の参画機会創出に向けて大きく役立つものと期待できる。 【J-CODE】 官民プラットフォームの J-CODE では、国交省との緊密な連携のもと、GtoG の枠組み活動における川上からの関与に加え、会員企業から国交省への支援要請など川下から川上という逆方向も意識し、J-CODE 案件の形成に努めた。また、「J-CODE 案件形成」、「案件の形成に向けた情報提供・調査」、「会員企業間の連携・交流」、「国内外関係機関との連携」、「情報発信」を重点的な取組として活動した。 具体の開発案件に関する情報や機構が実施する調査業務や海外事務所での活動について、情報共有セミナーや全体交流会、個別面談等を通じて会員企業と意見交換することで、会員企業の意向を把握し、機構の活動を日本企業の海外進出に繋げることが期待できる。	
--	--	--	--	---	--	--

				JICA、JOIN、公共団体等 71 名が集まる全体交流会を令和 7 年 2 月に開催した。 【JICA との連携】 JICA とは、令和 3 年度に交換した覚書に基づき、TOD の海外展開に向けた共同検討や、JICA が行う川上段階でのマスタープラン策定などを日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。 具体的には、インドネシアのドゥクアタス地区やタイのバンスー地区、ベトナムのホーチミン市地下鉄 1 号線 TOD プロジェクトなどにおいて、JICA と協力し事業化検討を進めているほか、令和 4 年度から引き続きインドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携及び役割分担しながら計画策定支援を推進した。また、インドのムンバイメトロ 11 号線建設事業準備調査では、機構が民間事業者と共同で業務を受託し、検討を進めている。 また、機構は昭和 54 年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、過年度から引き続きインドネシアとタイに職員を派遣しているほか、令和 6 年 6 月から新たにインドに職員を派遣した。 【研修・視察受入れ・情報発信】 機構の海外展開支援に関係する講演・出展や研修、視察案内について、令和 6 年度は 58 の国と地域に対して 60 回実施した。 海外へ向けた国際会議やセミナー等において講演や出展等を行う	【JICA との連携】 JICA との連携については、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援などと、機構による計画策定、コーディネート、日本企業への情報発信機能を組み合わせることにより、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。 また、JICA 技術協力プロジェクト等への参画は、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見を提供し、民間事業者と相互補完しつつ業務の効率的な推進に貢献した。 JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。 【研修・視察受入れ・情報発信】 海外へ向けたセミナー等での講演・出展については、タイ及びインドネシアにおいて現地で開催されたフォーラムの機会を活用し、海外事務所の開設や現地での機構の活動をアピールすることにより、現地	
--	--	--	--	---	--	--

				とともに、要人・技術者の訪日の機会を活用して機構の事業地区の視察案内を行った。 また、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの研修・視察を積極的に受け入れ、海外の政府機関や事業者等へ事例紹介を行った。JICA等が実施する研修プログラムにおいて、TOD 事業や密集市街地の整備改善事業など、開発途上国が直面する都市課題についての機構や日本の知見を提供した。ウクライナからの視察団に対しては、機構による復興まちづくり支援についての説明を実施した。 情報発信として、機構及び日本の先進的な TOD の技術や事例を紹介するホームページ及び動画を作成し、公表した。 これらの海外展開支援に関係する研修・視察の受入れや情報発信等により、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。	における機構の認知度向上や新たな関係構築に役立った。 海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートに現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。また、JICA の研修プログラムは様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に貢献している。 ウクライナ視察団からは、機構が保有する復興まちづくりの知見に期待を寄せられており、被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。 また、機構及び日本の TOD を紹介するホームページや動画は、TOD の意義や手法をわかりやすく解説しており、新興国等における TOD への理解向上や TOD を通じた社会課題の解決に寄与するものと期待できる。 以上により、我が国事業者による海外の都市開発事業への進出に向けて着実に進展を見せ、年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評定とする。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（1）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用 （1）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 住生活基本計画（全国計画）において、地域の医療福祉拠点化団地数を令和 12 年度に 250 団地とすることが成果指標として掲げられており、すでに形成した団地における質の充実を図りつつ、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することや、人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、居住支援等の取組を強化することが重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度		R 10 年度		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
	地域の医療福祉拠点化 団地の形成数 （計画値）	70 団地 程度	—	22 団地	—	—	—		—	予算額（百万円）	526, 320	—	—	—	—
	地域の医療福祉拠点化 団地の形成数 （実績値）	—	—	31 団地	—	—	—		—	決算額（百万円）	494, 309	—	—	—	—
	達成率	—	—	141%	—	—	—		—	経常費用（百万円）	565, 750	—	—	—	—
	UR賃貸住宅が立地す る地方公共団体におけ る居住支援協議会等と の関係構築数 （計画値）	40 件 程度	—	14 件	—	—	—		—	経常利益（百万円）	96, 770	—	—	—	—
	UR賃貸住宅が立地す る地方公共団体におけ る居住支援協議会等と の関係構築数 （実績値）	—	—	21 件	—	—	—		—	行政コスト（百万円）	676, 652	—	—	—	—
	達成率	—	—	150%	—	—	—		—	従事人員数（人）	1, 724	—	—	—	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用 本格的な人口減少・少子高齢化の進展や単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、UR賃貸住宅に求められる役割も多様化していることから、こうしたニーズを的確に捉え、国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅ストックの多様な活用を促進することにより、社会課題の解決に向け積極的に貢献していく必要がある。 機構がこのような政策的役割を果たすに当たっては、昨今の社会経済情勢を踏まえ、特に、子育て世帯、高齢者等の幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住環境を実現し、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築に貢献することで多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与するとともに、UR賃貸住宅を地域に開かれた資源として活用し、団地を核とした地域の価値・魅力向上を図ることが重要である。 また、高経年化が進むUR賃貸住宅ストックが国民の多様なニーズや政策的要請に応え、将来にわたって政策的役割を果たしていくためには、ストック量の適正化に留意しつつ建替え・長寿命化等のストックの活用と再生に向けた戦略的な投資を促進し、持続可能な経営基盤の	2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用 UR賃貸住宅については、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成や社会経済情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、地域に開かれた国民共有の貴重な地域資源として、多様な活用を促進することにより、幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住環境を実現するとともに、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築への貢献により多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与し、社会課題の解決に向け積極的に貢献していくことが求められている。 これらの政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向けて、ストック量の適正化に留意しつつ、建替え・長寿命化等のストックの良質化を進め、「UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成」と「ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり」を推進する。	2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用 UR賃貸住宅については、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成や社会経済情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、地域に開かれた国民共有の貴重な地域資源として、多様な活用を促進することにより、幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住環境を実現するとともに、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築への貢献により多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与し、社会課題の解決に向け積極的に貢献していくことが求められている。 これらの政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向けて、ストック量の適正化に留意しつつ、建替え・長寿命化等のストックの良質化を進め、「UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成」と「ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり」を推進する。	＜主な定量的な指標＞ ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数 22 団地程度 ・UR賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数 - 合計 14 件程度 ＜その他の指標＞ ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間等との間で締結した連携協定等の件数 ・子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数 ＜評価の視点＞ ・地域関係者と連携して地域に不足する医療福祉・介護・子育て支援等の施設や包括ケアシステム等の体制を構築・充実させるとともに、地域の人々が交流する環境づくりによりミクストコミュニティを推進しているか。 ・地方公共団体・民間事業者・居住支援団体等との連携による住宅セーフティネットの充実や、様々な入居制度の活用・サービス提供により、幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住宅提供を推進しているか。	＜主要な業務実績＞ ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数 31 団地 ・UR賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数 - 合計 21 件 ＜その他の指標＞ ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間等との間で締結した連携協定等の件数 121 件 ・子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数 8,676 件	＜評定と根拠＞ I-2-（1） 評定：A ＜評価の概要＞ 地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、計画値 22 地区を上回る 31 地区の形成をし、達成率は 141%となった。 これは、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものであり、住生活基本計画の成果指標である令和 12 年までに 250 団地形成を 6 年前倒しで達成した。 UR賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築（居住支援協議会への加入並びに自立支援スキーム及び家賃補助付きセーフティネット専用住宅等の導入に係る地方公共団体との新たな連携）については、地方公共団体への積極的な働きかけの結果、新規に 11 件の関係構築をすることで、令和 5 年度末時点 10 件から令和 6 年度末時点で 21 件となり、計画値 14 件に対して達成率は 150%となった。 これは、居住支援協議会の円滑な加入ができた上（6 件）、居住支援協議会未加入の地方公共団体も含め、自立支援スキームに係る地方公共団体等との連携（3 件）、家賃補助付きセーフティネット専用住宅に係	

	確立に向けた取組を進めていくことも重要である。 機構は、これらの目的を達成するため、地方公共団体等の地域の関係者との連携を一層強化しつつ、UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成及びストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりの推進に取り組むこと。				る地方公共団体からの新たな要請（2件）が図られた結果によるものである。 このほか、地方公共団体・大学・民間等と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりや、地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図った。 子育て世帯に対するサポートとして、近居促進制度やそのママ割をはじめとする家賃減額等の実施に加え、令和6年度からは一部のUR賃貸住宅において入居を希望する子育て世帯・若者夫婦世帯を対象に空室情報提供サービス及び申込優先受付を導入した。 また、高齢者の方が安心して暮らしていただけるよう生活相談等のサービスを行う「生活支援アドバイザー」の配置を推進（令和6年度は6人増員し190人）し、民間事業者による見守りサービスも含め、地域関係者とのネットワークに早期につなぐ役割を担うことで、高齢居住者の健やかな暮らしの支援と家族への安心の提供につながっているほか、団地で安心して子育てができるよう子育て世帯向けのイベントや情報発信等を行う「子育てサポーター」を令和6年度は対象5エリアに配置した。	
（1）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 多様性・包摂性を有する社会の実現や団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携し、団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかにくらし続けられるミクストコミュニティの形成を図っていくことが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・UR賃貸住宅を含む地域一体で、高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、	（1）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、ミクストコミュニティの形成を図る。 ① 地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりを推進する。 特に、民間事業者との連携に当た	（1）UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、ミクストコミュニティの形成を図る。 ① 地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりを推進する。 特に、民間事業者との連携に当た		— ① 地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携し、コミュニティ形成活動を展開するため、連携協定に基づき、各種施策を実施した。 日本赤十字社とは令和4年度に締結した連携協定に基づき、鳴子団地（愛知県名古屋市の）において、団	＜具体的な事例・評価＞ 令和4年度に協定を締結した日本赤十字社とは、福生団地（東京都福生市）、狭山台団地（埼玉県狭山市）及び鳴子団地（愛知県名古屋市の）において、救急講習、健康支援講習会、防災セミナー、集会所等を活用	

	支え合い、生き生きとくらし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた環境づくりを推進すること。	・UR賃貸住宅を活用し、医療福祉機能等の地域のニーズに応じた機能の導入や地域の関係者とのネットワークの形成による地域の拠点化に係る取組を一層推進するとともに、これまで実施した施策に係る効果把握の結果を活かしながら、すでに拠点を形成した団地における取組の深化を図ること。	・地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、住宅セーフティネットの役割を充実させること。	・幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅の供給や入居制度の提供を適切に実施すること。	・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備するため、相談支援や交流機会の創出等に取り組むこと。	・高齢者世帯が安心してくらし続けられるための見守りサービス等の提供を継続するとともに、健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実させること。	・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。				
	っては、民間のノウハウを適切に活用しつつ、連携手法の多様化を図り、UR賃貸住宅を含む地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図る。	団地の快適なくらしに関する情報発信を強化するとともに、イベント開催等の地域の交流機会の場を地方都市等とも連携し、積極的に提供することなどにより、団地・地域の価値・魅力向上、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。	② 地域の医療福祉拠点化の推進 地域関係者と連携して地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯	は、民間のノウハウを適切に活用しつつ、連携手法の多様化を図り、UR賃貸住宅を含む地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図る。	団地の快適なくらしに関する情報発信を強化するとともに、イベント開催等の地域の交流機会の場を地方都市等とも連携し、積極的に提供することなどにより、団地・地域の価値・魅力向上、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。	② 地域の医療福祉拠点化の推進 地域関係者と連携して地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯	地の集会所等を活用して、夏休み期間における子どもの居場所づくりを学び・遊びを实践するかたちで行った。その他、日本赤十字社とは福生団地（東京都福生市）をはじめとする各地の団地において、救急講習、健康支援講習会、防災セミナー等を行うなど、連携を深化させた。	令和５年度に連携協定を締結した芝浦工業大学とは、豊洲四丁目団地（東京都江東区）において、子供向けの学習体験イベントを開催した他、平成 27 年度に連携協定を締結した福岡大学とは、宝台団地（福岡県福岡市）において、認知症予防に向けた高齢者施策を展開した。SBC東京医療大学とは、令和6年12月に連携協定を締結し、千葉県内のUR賃貸住宅とその周辺地域等をフィールドに大学の知見を活かした多世代交流イベントや運動アプローチを介した健康づくりを実施するなど、地域関係者と連携しながら、子育て世帯を含む多世代が緩やかにつながる人々の交流を育むとともに地域でのウェルビーイングの向上を図った。	このように、令和6年度においても着実に連携先の拡大及び連携協定に基づく地域コミュニティの活性化に努め、令和7年3月31日現在で有効な連携協定数は121件となっている。	② 地域の医療福祉拠点化の推進 超高齢社会への対応として、地域包括ケアシステムの構築に貢献するとともに、団地を含む地域一体で多様な世代が生き生きと暮らし続	した夏休み期間中の子どもの居場所づくり等、多くの地域で協働での活動を展開し、連携の深化を図るとともに、地域の健康・安全な生活及び地域コミュニティの活性化に寄与した。

	向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。 また、高齢者世帯だけでなく若年世帯、子育て世帯、共働き世帯などを含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。 すでに形成した団地における効果を把握、分析して質の充実、取組の深化を図りつつ、地域の医療福祉拠点化を推進するものとする。 地域の医療福祉拠点化については、中期目標期間中に計 70 団地程度の形成を目指す。	向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。 また、高齢者世帯だけでなく若年世帯、子育て世帯、共働き世帯などを含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。 すでに形成した団地における効果を把握、分析して質の充実、取組の深化を図りつつ、地域の医療福祉拠点化を推進するものとする。 地域の医療福祉拠点化については、令和 6 年度において新たに 22 団地程度の形成を目指す。		けられる「ミクストコミュニティ」の実現に向けた各種施策を実施することにより、地域の医療福祉拠点を推進している。 堤団地（福岡県福岡市）においては、地域関係者との意見交換や多世代交流をテーマにしたイベントを実施した。また、葛西クリーンタウン清新プラザ・清新南ハイツ（東京都江戸川区）においては、地域支援会議への参加や多文化共生をテーマにしたイベントを実施した。 令和 6 年度には、新たに 7 団地において着手し、新たに 31 団地で形成した。計画値の 22 団地を大きく上回り（累計 264 団地）、住生活基本計画の成果指標である令和 12 年までに 250 団地形成を 6 年前倒しで達成した。 また、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、高齢者・子育て支援施設を誘致した。令和 6 年度末現在の高齢者支援施設は 485 件、子育て支援施設は 622 件となっている。 令和 2 年度の施策効果の把握・分析を踏まえ、今後の継続実施に係る検討を行った上で、令和 5 年度に新たな効果把握・分析を実施しており、令和 6 年度に分析結果を公表した。		
	③ 地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図る。 ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公	③ 地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図る。 ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公		③ 地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体によって、協議会の設立有無、セーフティネット家賃低廉化補助要綱の有無、セーフティネット関連策への関心度合いや課題等は異なる中、機構から各地方公共団体にアポイントを取り、機構の提供するサービスや機構の持つノウハウ（居住支援協議会への加入、家	令和 6 年度に居住支援協議会加入した横浜市では、民間賃貸住宅より比較的型式が大きく、豊かな共用空間や屋外空間を持つＵＲ賃貸住宅を活かして、特に子育て世代やひとり親世帯に対する居住支援を拡大したいというニーズがあり、市内の福祉局、こども青少年局、居住支	

	共団体における居住支援協議会等との関係構築数計 40 件程度を目指す。	共団体における居住支援協議会等との関係構築数については、令和 6 年度末時点において合計 14 件程度を目指す。		賃補助付きセーフティネット専用住宅、自立支援スキーム、借上公営等のセーフティネット関連の取組や、生活支援アドバイザーや居住者交流イベントの企画など地域医療福祉拠点化の取組事例、子育てサポーターの紹介、機構の一般管理事例など）を丁寧に説明することで、地方公共団体や居住支援協議会等との関係構築を推進した結果、令和 6 年度は、新たに 6 件（東京都墨田区、北区、調布市、神奈川県横浜市、兵庫県宝塚市、福岡県北九州市）の居住支援協議会に加入した（過年度に加入済みの 10 件と合わせると、令和 6 年度末時点の累計加入数は 16 件）。 自立支援スキーム（地方公共団体等と連携し、生活支援等を実施する居住支援法人等に U R 賃貸住宅を賃貸し、居住支援法人等が自立を目指す入居者（離職者や母子世帯等）に転貸する制度）については、新たに 3 件（東京都足立区、江戸川区、神奈川県横浜市）の地方公共団体と連携し、U R 賃貸住宅を活用することができるようになった。 家賃補助付きセーフティネット専用住宅については、新たに 2 件（東京都西東京市、福岡県北九州市）の地方公共団体から要請を受け、U R 賃貸住宅を活用することができるようになった。 以上により、地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数については、令和 6 年度末時点で合計 21 件となった。	援法人等に広く周知を行った上で、自立支援スキームに係る説明会を開催し、新たな連携につながった。 同じく令和 6 年度に居住支援協議会加入した北九州市では、市営住宅の建替えに当たって移転先に悩みを抱えていたため、活用可能な間取り・家賃帯の団地を紹介し連携に至ったことで、家賃補助付きセーフティネット住宅を活用した U R 賃貸住宅による新たな移転先候補を移転対象者に提案することが可能になり、市から建替事業の交渉の選択肢が増えたと評価を得た。	
	④ 幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入	④ 幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入		④ 幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入	④ 幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入	

	居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行う。	居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行う。		居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行った。 特に、地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）に対する家賃補助付きセーフティネット専用住宅について、令和6年度に新たに21件の登録を行った結果、令和6年度末時点における登録数は48戸（既登録解除住戸を含む）となった。 また、自立支援スキームについては、令和6年度に新たに5件の契約を行った結果、令和6年度末時点における累計契約数は16戸となった。	
	⑤ 安心して子育てできる住環境の整備 子育て世帯等が安心して暮らしやすい住環境の整備に当たっては、近居促進制度など様々な入居制度を活用しつつ、子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相談機能や交流機会の創出などを促進する。	⑤ 安心して子育てできる住環境の整備 子育て世帯等が安心して暮らしやすい住環境の整備に当たっては、近居促進制度など様々な入居制度を活用しつつ、子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相談機能や交流機会の創出などを促進する。		⑤ 安心して子育てできる住環境の整備 子育て世帯等が安心して暮らしやすい住環境の整備に当たり、高齢者・子育て世帯等と、支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km）のUR賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5％割引する「近居割」（近居割対象1,192団地、近居割ワイド対象157エリア593団地）を引き続き実施した。加えて、国の財政支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯に対する減額率を5％から20％に拡充（令和4年1月から募集開始）し、更なる推進を図ったことで、近居割による年間契約件数は6,651件となった。 現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯等に向けた「その	

				ママ割」や「子育て割」についても、それぞれ 753 件、518 件の契約締結に至った。 また、令和 6 年 10 月から、一部の U R 賃貸住宅において、子育て世帯、若年夫婦世帯等のお客様を対象に、空室情報提供サービス及び申込優先受付を開始した（9 団地、16, 448 戸）。 団地で安心して子育てができるよう「U R 子育てサポーター」を令和 4 年度から配置しており、令和 6 年度は、東京都の北多摩エリア及び埼玉県の西埼玉エリアで新たに配置し、5 エリアに拡大。たくさんの人が集まる団地ならではのつながりを活かし、子育て世帯向けのイベントや情報発信等をした他、U R 子育てサポーターが団地集会所に常駐する「常駐 D A Y」を試行実施し、子育てに関する相談対応を実施した。なお、U R 子育てサポーター企画運営のイベントは令和 6 年度に 74 回実施した。 南港ひかりの団地（大阪府大阪市）では、自治会等と、共用空間を活用した子どもの居場所づくりの必要性について議論し、夏休み期間中の子どもを対象とした「D A N C H I つながる一む～夏休みは団地で楽しもう！～」を開催した（R6. 7）（D A N C H I つながる一む実施団地数は 13 団地）。サイエンスショーなどの参加型の講座や自習室の解放など、働く親を支援。多世代が交流する場を創出するとともに、増加する共働き世帯への子育て支援を実施した。	U R 子育てサポーターについて、地域のニーズに沿った、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催等のサービスを提供した他、子育てに関する相談対応を実施した。地域住民からは、「イベント情報や子育てに役立つ情報が多く、子育てに対する不安が減り、外出意欲が増した」「イベントで顔見知りになり、交流機会が増えて、子育てに前向きになることができた」と評価されており、子育てしやすい環境の充実に寄与している。 南港ひかりの団地（大阪府大阪市）においては、集会所等を活用し、夏休み期間中の子どもの居場所づくりとして、学びや遊びの講座等を実施した。地域住民からは、「夏休みに働く親にとって、子どもの居場所を用意してくれるのは大変助かる」との声をいただいております、交流機会の場を創出と、共働き世帯等の子育て支援に貢献している。
	⑥ 高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備 高齢者等が安心して暮らし続け	⑥ 高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備 高齢者等が安心して暮らし続け	⑥ 高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の整備 団地に常駐し、高齢者等に対する	配置を推進している生活支援ア	

		られる住環境を整備するため、複層的な見守りの継続実施や健康寿命サポート住宅の供給、住替え支援など健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図る。	られる住環境を整備するため、複層的な見守りの継続実施や健康寿命サポート住宅の供給、住替え支援など健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図る。		見守りや相談対応等の居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーの配置を推進しており、令和6年度末時点で累計190人となっている。また、民間事業者と連携し、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡等を行う「見守りサービス」を引き続き提供しており（令和6年度申込件数は1,370件）、令和4年度からはサービス提供事業者3社と連携し、駆けつけオプションなど、居住者ニーズに応じたサービス提供を引き続き実施している。 賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅や自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」の供給（令和6年度契約件数は1,482件）を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯が安心して暮らし続けられる住環境の整備を実施した。 高島平団地（東京都板橋区）では、団地内の地域関係者の協力の下、民間事業者等と連携し、認知症家族の方を対象に「スキンケアとストレッチ教室」を開催（R6.11）し、宝台団地（福岡県福岡市）では、団地近隣の地域関係者や福岡大学と連携し、お口の健康をテーマにした「宝台健康アカデミー」を開催（R6.11）し、認知症家族や認知症予防に向けた高齢者施策を展開した。 高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズ把握に努め、地域関係者との連携を図ることで、緩やかな見守り体制の構築に資するとともに、地域に寄り添った施策を推進	ドバイザーが、相談を受けた高齢者への対応として、生活環境や心身の状況をヒアリングし、必要な各地域関係者や専門機関等に適切に繋ぎ、団地を含む地域の高齢者等の見守りを連携して実施することで、地域住民や地域関係者から感謝の声を頂いている。このように、居住者に安心感を与えるとともに、地域関係者との連携を一層深化させることで、団地の住環境の向上に貢献している。 また、高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給や見守りサービスの提供等を進めるとともに、高齢者が安心して暮らし続けられる住環境を整備し、高齢者等の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図った。 以上により、幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成を図るなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。	
--	--	---	---	--	---	---	--

				し、高齢者等の健康寿命の延伸と生きがい創出につなげている。		
	⑦ 居住の安定の確保 UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対しては、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じるとともに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。	⑦ 居住の安定の確保 UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対しては、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じるとともに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。		⑦ 居住の安定の確保 居住の安定の確保を図るため、家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約 13,600 世帯）について、国から財政支援約 4.0 億円を得て、総額約 6.5 億円の家賃減額を実施した。 また、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯（約 18,000 世帯*）については、国から財政支援約 29 億円を得て、総額約 49 億円の家賃減額を実施した。（*減額適用世帯数は管理戸数である。） 平成 28 年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施している健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約 3,700 世帯）について、国から財政支援約 1.9 億円を得て、総額約 3.9 億円の家賃減額を実施した。 子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした新規入居者の家賃を最大 2 割減額する「子育て割」（約 3,000 世帯）については、国から財政支援約 2.1 億円を得て、総額約 4.3 億円の家賃減額を実施した。 さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者（約 22,300 世帯（うち低所得高齢者世帯等約 14,900 世帯））について、国から財政支援約 59 億円を得つつ、総額約 71 億円（うち低所得高齢者世帯等約 59 億円）の家賃減額を実施した。		

4. その他参考情報

無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－（2）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用 （2）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 省エネ改修は入居中に住宅内で施工することが多く、それぞれの現場の状況に応じて居住者に十分配慮した施工計画を策定し、居住者の理解を得ながら改修を進めることが必要不可欠であることや、地域の価値・魅力向上に資する施設等の導入に当たり、世帯あたりの購買力が低下する中で地域の価値・魅力向上に資する賃貸施設を業種等のバランスに配慮しつつ誘致する必要があること、また、居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があることから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
UR賃貸住宅ストック の省エネ改修による年 間のCO2削減効果量 の累計（計画値）	10,000 トン	—	2,000 トン	—	—	—	—		予算額（百万円）	526,320	—	—	—	—
UR賃貸住宅ストック の省エネ改修による年 間のCO2削減効果量 の累計（実績値）	—	—	2,437 トン	—	—	—	—		決算額（百万円）	494,309	—	—	—	—
達成率	—	—	122%	—	—	—	—		経常費用（百万円）	565,750	—	—	—	—
地域の価値・魅力向上 に資する施設の導入数 （計画値）	250 件 程度	—	50 件	—	—	—	—		経常利益（百万円）	96,770	—	—	—	—
地域の価値・魅力向上 に資する施設の導入数 （実績値）	—	—	65 件	—	—	—	—		行政コスト（百万円）	676,652	—	—	—	—
達成率	—	—	130%	—	—	—	—		従事人員数（人）	1,724	—	—	—	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり 団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地域や団地の特性等を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図るとともに、国民の多様なニーズや政策的要請に応え、ＵＲ賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくため、ストック量の適正化に留意しつつ、戦略的な投資を通じた質の高い賃貸住宅を供給することなどにより、良質な住まい・まちづくりを推進していくことが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・多様化するニーズに対応した、安全・安心・快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替え、長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等によるストックの質の向上を推進すること。 ・建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意すること。 ・ストックの活用・再生により、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現に向けた取組や団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援の取組	（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり ＵＲ賃貸住宅ストックの活用・再生に当たっては、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力して、良質な住まい・まちづくりを推進する。なお、建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意する。	（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり ＵＲ賃貸住宅ストックの活用・再生に当たっては、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力して、良質な住まい・まちづくりを推進する。なお、建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意する。	＜主な定量的な指標＞ ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計 年間 2,000 トン ・ 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数 50 件程度 ＜その他の指標＞ ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの価値・魅力向上に資するリノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 ・ ＵＲ賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） ・ 新しいくらしに対応するための共用部・屋外空間等への機能導入数 ・ ストック削減戸数 ＜評価の視点＞ ・ ストックの活用・再生に当たっては、地域価値や魅力向上のため、多様な主体と連携し、地域や団地の特性に応じた機能の導入又は強化により良質な住まい・まちづくりを推進しているか。 ・ 多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、建替えや	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計 年間 2,437 トン ・ 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数 65 件 ＜その他の指標＞ ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの価値・魅力向上に資するリノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 6,100 戸 ・ ＵＲ賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 65.4% ・ ＵＲ賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） 25 棟 ・ 新しいくらしに対応するための共用部・屋外空間等への機能導入数 57 団地 ・ ストック削減戸数 1,310 戸	＜評定と根拠＞Ⅰ-2-（２） 評定：A ＜評価の概要＞ 　　ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計について、脱炭素社会の実現に資する省エネ改修を実施し、計画値 2,000 トンを上回る 2,437 トンの削減効果量を達成した。このほか、環境に配慮したＵＲ賃貸住宅ストックの改修等として、共用灯のＬＥＤ化やＥＶ充電設備の導入等を実施した。 　　地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数について、地域や団地の特性に応じた施設の導入等により、計画値 50 件を上回る 65 件の導入を達成した。積極的な賃貸施設の誘致によりコミュニティ活動施設等により過去に供給した整備敷地にて、地域の価値・魅力向上に資する施設が 5 件開設した。 　　地域住民の交流の場となる良質なストック形成に資する建替え住宅・リノベーション住宅の供給に加え、バリアフリー化、耐震化の促進により、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅の供給を行った。 　　集会所の改修、敷地内のウォーキングコース整備など、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性・付加価値向上を図り、安全・安心で快適な居住環境の創出に貢献した。	

	等を推進することを通じて、地域の価値・魅力向上に資するまちづくりに貢献すること。 ・安全・安心で快適な共用部・屋外空間を備えた居住環境を創出し、多様化するライフスタイル等に対応するための利活用の推進を図ること。 ・脱炭素社会の実現に資する取組や良好な景観の形成など、我が国における良質な賃貸住宅ストックの形成に向けた先導的な取組を率先して実施すること。	① 安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、UR賃貸住宅ストックの活用と再生に必要な戦略的な投資を促進し、良質な住宅ストック形成に資する建替えや長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進することにより、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅を供給する。 また、安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を着実に実施する。	① 安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、UR賃貸住宅ストックの活用と再生に必要な戦略的な投資を促進し、良質な住宅ストック形成に資する建替えや長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進することにより、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅を供給する。 また、安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を着実に実施する。	長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進している魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理を行っているか。	① 安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 国民の多様化する居住ニーズに対応するため、1,190 戸の建替住宅、4,910 戸のリノベーション住宅を供給するとともに、住戸内の手すり設置や段差解消等によるバリアフリー化を推進した。 その結果、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、65.4%となった。 このほか、多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応した賃貸住宅として、サービスフィールド付住宅（内装・間仕切り・設備などを撤去し自由度の高い空間にリノベーションした上階住戸（5 階。サービスフィールド）と、生活の本拠となる直下階住戸（4 階）の2 戸をセットとする新プラン）を取手井野団地（茨城県取手市）において供給した。	＜具体的な事例・評価＞ 1,190 戸の建替住宅、4,910 戸のリノベーション住宅の供給に加え、年度計画を上回るバリアフリー化の促進により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅を供給する役割を果たした。	
		② 地域価値・魅力向上に資するストック活用・再生等 地域の価値・魅力向上を図るため、団地に存する賃貸施設や団地再生事業に伴い整備した敷地等への、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援及び公共公益施設の再編・再整備等を図り、持続可能で活力ある地域のまちづくりに貢献するストック活用・再生を推進する。 実施に当たっては、団地の特性等を踏まえ、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に行い、団地の統廃合・再配置等により、ストック量の	② 地域価値・魅力向上に資するストック活用・再生等 地域の価値・魅力向上を図るため、団地に存する賃貸施設や団地再生事業に伴い整備した敷地等への、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援及び公共公益施設の再編・再整備等を図り、持続可能で活力ある地域のまちづくりに貢献するストック活用・再生を推進する。 実施に当たっては、団地の特性等を踏まえ、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に行い、団地の統廃合・再配置等により、ストック量の				

	適正化に留意しつつ、資産の良質化を進めることで、UR賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくための経営基盤の確立を図る。 なお、団地再生事業の実施に当たっては、地域のまちづくりとの連携が不可欠であり、地方公共団体等の多様な主体との連携を強化する。 全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数として、中期目標期間中に計 250 件程度の導入を目指す。	適正化に留意しつつ、資産の良質化を進めることで、UR賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくための経営基盤の確立を図る。 なお、団地再生事業の実施に当たっては、地域のまちづくりとの連携が不可欠であり、地方公共団体等の多様な主体との連携を強化する。 全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数として、令和 6 年度において新たに 50 件程度の導入を目指す。		らの木」では、お店のメニューづくりからイベントの企画まで、幼稚園の保護者はもちろん、地域にお住まいの方と共創しており、多世代の方の居場所となっている。 このほか、団地再生事業により過去に供給した整備敷地にて、新たな機能の導入として 5 件の施設が開設した。 具体的な事例としては、緑苑東団地（岐阜県各務原市）において、団地の集約事業によって生じた敷地（整備敷地）に高齢者支援施設の誘致を推進した結果、令和 6 年度にはケアハウスの開業につながった。澄川団地（北海道札幌市）において、地域の高齢化率が高い状況や事業者へのヒアリング、居住者へのアンケートを踏まえ、整備敷地に商業施設（ドラッグストア）・医療施設（クリニック）を誘致した。団地を地域の貴重な資源として地域や団地の特性に応じた施設導入を図ることで地域の価値・魅力向上に貢献している。 ※主な用途(対象 5 件：団地名等) ・商業施設：2 件（草加松原(埼玉県草加市、商業施設)、澄川(北海道札幌市、商業施設)) ・医療施設：1 件(澄川(北海道札幌市、クリニック)) ・高齢者支援施設：1 件(緑苑東(岐阜県各務原市、ケアハウス)) ・教育施設：1 件(村上(千葉県八千代市、日本語学校))	ど地域の関係者が顔見知りになり地域の交流等を創出しているという評価の声を得ている。 緑苑東団地（岐阜県各務原市）では、当該地域が市内でも高齢化が進んでいることから、地元自治会から市に対して高齢者支援施設の誘致要望があり、市は誘致に向けた検討を行っていた。機構は、こうした状況を踏まえ、整備敷地における施設誘致にあたり、高齢者福祉計画や介護保険事業計画への位置付け等、市と連携し、高齢者福祉施設を必須とする公募を令和 2 年度に実施、基盤整備完了後の令和 5 年度に供給し、令和 6 年度に高齢者施設(ケアハウス)が開設した。市から高齢化率が高い当地区でのケアハウス誘致への感謝の声や、地元自治会から雰囲気良くなったとの声をいただいた。 澄川団地（北海道札幌市）では、積雪地域であり、高齢化の進む居住者の生活支援のため、徒歩圏内の商業施設の不足が課題となっていた。機構は、施設誘致にあたり、事業者の需要を確認し、施設の誘致のためには用途地域の変更による建設可能な店舗等規模上限の緩和が必要と判断し、令和 4 年に市へ用途地域変更及び地区計画決定を提案し、市と連携の上、都市計画決定を実現した。公募により事業者を決定し、令和 5 年に敷地供給し、令和 6 年度にはドラッグストアとクリニックが開業した。	
--	---	---	--	--	--	--

	③ 多様化するライフスタイル等に対応した共用部・屋外空間等の利活用の推進 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした住まい方・働き方の変化を踏まえ、多様化するライフスタイル等への対応を図る。 このため、建物への通信環境等の整備を行うとともに、健康増進、防災機能の向上など、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性向上、付加価値向上を図り安全・安心で快適な居住環境を創出する。	③ 多様化するライフスタイル等に対応した共用部・屋外空間等の利活用の推進 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした住まい方・働き方の変化を踏まえ、多様化するライフスタイル等への対応を図る。 このため、建物への通信環境等の整備を行うとともに、健康増進、防災機能の向上など、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性向上、付加価値向上を図り安全・安心で快適な居住環境を創出する。		③ 多様化するライフスタイル等に対応した共用部・屋外空間等の利活用の推進 団地や地域の活性化のため、民間事業者との連携を進めており、港南台かもめ団地（神奈川県横浜市）では、令和6年10月に民間事業者との共用部（集会所）リノベーションが完成し、集会所を核とした多世代交流拠点として活用している。 また、ヌーヴェル赤羽台（東京都北区）に団地暮らしに新たな楽しみをもたらすとともに、ゆるやかに人と人がつながり支えあう関係づくりを目指し、コミュニティ活動拠点「Hintmation」を開設した。お祭りやイベントの拠点となり、居住者間の新たな集まりの組成が見られる他、大学生によるワークショップの場としても機能し、地域の課題・ニーズの把握を行うことで、研究活動にも繋がっている。	団地や地域の活性化を目的とした民間事業者との連携として、港南台かもめ団地（神奈川県横浜市）では、県内団地の中でも若年世帯の契約が少なかったことから、入居促進を図るべく「MUJI×UR団地まるごとリノベーション」として住戸リノベーションに留まらないハード・ソフト両面の施策を実施した。地域住民が参加する「かもめ会議」における意見交換会により、団地集会所に必要な機能や利用者を増やす方策を企画し、地域活動で使用しやすいようシェアキッチンやテラスを設置した集会所リノベーションを行った。完成した集会所の各施設を活用した「かもめマルシェ」等の各種イベントの実施により、地域住民からは、人が集まりやすい空間ができた、コミュニティの大切さを実感したなどの評価の声を得ており、集会所を核として地域住民同士の新たな交流が生まれる場を創出し団地の価値向上につながっている。	
	④ 脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 脱炭素社会の実現に貢献するため、UR賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進する。 UR賃貸住宅ストックの省エネ改修のCO₂削減効果量については、中期目標期間中に年間累計10,000 トンを目指す。	④ 脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 脱炭素社会の実現に貢献するため、UR賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進する。 UR賃貸住宅ストックの省エネ改修のCO₂削減効果量については、令和6年度において、年間2,000 トン分のCO₂削減効果のある改修の実施を目指す。		④ 脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 居住しながらの工事が可能な工法を採用するなどの工夫をして居住中住戸においても居住者の理解と協力を得ながら、窓建具の複層ガラス化等による断熱性の向上、省エネ効率の高い潜熱回収型給湯器への改修、屋根防水修繕・住戸内改修による断熱性能向上等によるUR賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進し、令和6年度において、年間2,437 トン分のCO₂削減効果のある改修を実施し、脱炭素社会の実現	脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進では、特に経年劣化が進んだ単板ガラス等の窓建具の複層ガラス化を推進した。居住しながら工事が可能で、周辺の影響を抑えた工法の採用、訪問日・工事日程の柔軟な調整、施工済み住戸の見学等を状況に応じて実施するなど、居住者の理解と協力を得て進める工夫により、改修を加速化。計12,460戸にて交換を実施したことで、計画値を上回る2,437 トン分のCO₂削	

					に貢献した。 このほか、環境に配慮したUR賃貸住宅ストックの改修等として、共用灯のLED化やEV充電設備の導入等を実施した。 また、新築時の取組として、省エネ性能ラベルを取得し、建物の省エネ性能を可視化することで、入居検討者が省エネ性能を把握、比較しながら住宅を選別できるような取組も実施している。	減効果量を達成し、脱炭素社会の実現を推進した。 以上により、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力して、UR賃貸住宅ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりを推進するなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－（１）	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項並びに第 2 項第 2 号、第 6 号及び第 7 号等
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 原子力災害被災地域での復興事業は、未だ多くの住民が避難中であり、早期の住民帰還を実現するため、遅延することなく計画どおりに確実に進める必要があることなど、事業実施に当たっての制約が多いことから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
								予算額（百万円）	8,187	－	－	－	－
								決算額（百万円）	11,483	－	－	－	－
								経常費用（百万円）	12,914	－	－	－	－
								経常利益（百万円）	△38	－	－	－	－
								行政コスト（百万円）	12,926	－	－	－	－
								従事人員数（人）	86	－	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施 原子力災害被災地域においては、復興・再生が本格的に始まり、帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の整備等が進んでいる。 このため、機構は、引き続き、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しながら、復興拠点整備事業等を着実に実施するとともに、地元の意向を汲み取りながら、コミュニティ再生や賑わいづくりのためのソフト施策も行うこと。 また、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進めること。	3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施 福島県の原子力災害被災地域については、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、復興・再生が本格的に始まる中、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の整備等を着実に進めるため、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。 被災地方公共団体等から委託を受けた復興拠点整備事業等（令和10年度までに約216haの宅地等整備完了）を各被災地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施するとともに、コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、地域活動拠点での活動や情報発信等を行い、交流人口や関係人口の創出・拡大を図る。 さらに、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進める。	3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施 福島県の原子力災害被災地域については、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、復興・再生が本格的に始まる中、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の整備等を着実に進めるため、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。 被災地方公共団体等から委託を受けた復興拠点整備事業等（約216ha）を各被災地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施するとともに、コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、地域活動拠点での活動や情報発信等を行い、交流人口や関係人口の創出・拡大を図る。 さらに、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進める。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・復興拠点整備事業約216haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の整備を令和10年度までに完了 ＜評価の視点＞ ・原子力災害被災地域における早期復興の実現のため、被災地方公共団体から委託を受けた復興拠点整備事業等について、遅延することなく計画どおり着実に進めているか。 ・コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、交流人口や関係人口の創出・拡大に資する取組を推進しているか。	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・復興拠点整備事業約216haについて、宅地等の整備を令和6年度までに171ha完了 東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハード・ソフト両面からの復興まちづくりを行っている。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、3町（大熊町・双葉町・浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等約216haのうち令和6年度末までに約171haの引渡し完了した。また令和6年度より、復興庁から福島国際研究教育機構（通称：F－REI）の敷地整備約16.9haの造成設計及び工事を受託し、多くの関係者と迅速な調整を進めた結果、受託から1年での早期着工を実現した。 ソフト支援では、町の賑わいを取り戻すための地域再生に係る活動を通じ、将来の地域の担い手候補の	＜評定と根拠＞ I－3－（１） 評定：A ＜評価の概要＞ 福島原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町（大熊町、双葉町、浪江町）及び復興庁から委託を受けた8地区の復興拠点整備事業を着実に推進し、令和6年度末までに累計約171haの引渡し完了した。 【ハード整備】 大熊町では基盤整備を行ってきた下野上地区で賑わいの中心となる産業交流施設、商業施設からなる駅西施設がオープンした。双葉町では町民帰還と移住定住の促進に向けて町営住宅エリアの基盤整備を行ってきたJR双葉駅周辺にて既存ストックの改修支援を加速させた。浪江町では「町の顔」としての駅周辺の基盤整備が着工するとともに、復興庁から世界に冠たる研究拠点F－REIの敷地整備を受託し、同一年度内での基盤整備工事着工を実現した。 【ソフト支援】 大熊町では地域活動拠点「KUMA・PRE」を閉館し、その役割・機能を駅西施設に継承した。双葉町では既存ストックを生かしたまちづくり実証の場「FUTAHOME」をオープンし、大学等の多様な主体と連携して活用。浪江町では引き続き地域プレイヤーたちの結節点としての拠点「なみいえ」にて、町に寄り添った地域再生支援を展開中である。 被災地の「今」を伝え復興を考え	

				発掘・育成、地元自治体の理解促進・関係構築を図りながら、徐々に機構の役割を自治体や担い手に引継ぎ、地域での自立・自走を目指し、3町での支援を展開している。 【大熊町】 大熊町は放射線の空間線量率の低かった大川原地区を震災後、最初の復興拠点と位置付け、機構の支援により令和2年度に事業完了した。大川原地区に続き、住宅・産業・交流の拠点として下野上地区及び大熊西工業団地の整備を開始し、町の要望に応じて段階的に整備敷地の引渡しを実施した。 【双葉町】 双葉町の復興の先駆けとして、中野地区では「働く拠点」を整備し、廃炉・研究開発・新産業などの事業	る現地イベントの開催等により情報発信を強化した。また、3町を巡る学生向けスタディツアーでは、学生自身によるまちの姿の発信と関係人口へのきっかけづくりを実現。URまちとくらしのミュージアムで開催した震災復興企画展では、震災の記憶の継承とともに、首都圏と被災地を繋ぐ役割を果たした。 ＜具体的な事例・評価＞ 【大熊町】 JR大野駅前の下野上地区で、機構が整備し引き渡した宅地に、町の復興のシンボルとなる産業交流施設と商業施設が令和7年3月に開業。機構は、当該施設の発注支援・指定管理者の公募支援や、開業にあわせた周辺道路等の基盤整備を通じて、早期の開業に貢献。 これらの施設竣工に合わせ、機構が令和4年2月から設置していた地域活動拠点「KUMA・PRE」を令和6年12月に閉館し、大野駅西交流エリアの指定管理者へ役割・機能を承継し、町は自走可能なまちづくりへの一歩を踏み出した。令和6年12月の閉館セレモニーでは、町長から「知見を必ずや生かしていく」との言葉をいただいた。 大熊西工業団地では、まちの描く「就労や雇用創出の場」の創出に向けた基盤整備を着実に実施し、令和7年3月には宅地及び公共施設用地をすべて引渡し、町からの事業受託は完了した。 【双葉町】 町民帰還と移住定住の促進に向けて機構が基盤整備を行った町営住宅が全戸完成し、令和6年6月に
--	--	--	--	--	--

				所や研究施設を誘致した。令和 7 年 4 月現在、24 件の立地協定が締結され、19 件が操業している。 双葉駅西側地区では、JR 双葉駅を中心とした「新たな生活の場」として、公共施設等の再整備や新たな住宅需要の受け皿となる公営住宅を整備した。 【浪江町】 発災以前に相双地域の賑わいの中心であった浪江駅周辺を「まちの顔」として先導的に整備することで、中心市街地全体の復興推進を図る。 併せて、JR 浪江駅西側エリアに立地する福島国際研究教育機構（通称：F－REI）について、浪江町が策定した「浪江国際研究学園都市構想」の実現を推進した。	入居開始。また、働く拠点となる中野地区でも、機構が基盤整備を行った宅地に、県内外の事業所等の立地が進展している。 また、まちづくり会社との連携による賑わい創出のための「ちいさな一歩プロジェクト」での機運醸成が、令和 7 年 2 月には地域活動拠点「FUTAHOME」の開設へとつながった。機構の支援によりブティックを改修した建物に、福島大学・東北大学の研究拠点が入るなど、地域の自立・自走に向けて前進した。 【浪江町】 浪江駅周辺地区では中心市街地の再生、浪江駅周辺グランドデザインの具現化に向け、機構は令和 4 年 5 月から事業支援を開始し、令和 6 年 10 月に基盤整備工事に着手。 地域活動の結節点となる情報発信・交流スペース「なみいえ」での取組と並行して、本格化する駅周辺のまちづくりに合わせて地域プレイヤーとも連携してエリアマネジメントの推進に向け、体制づくりの検討、ワークショップの開催、地域プレイヤーとの関係構築、つなぎ等の支援を行った。 浪江駅西側エリアに立地する F－REI について、前例のない国直轄事業を令和 6 年 4 月に受託した。復興庁を始めとした多様な主体との調整を図りながら設計を進めており、多岐・多拠点にわたる関係者と様々な課題調整を実施した。用地買収や建築・造成計画の検討深度化を踏まえながら令和 12 年度までの施設供用開始に向けた全体スケジュール検討を支援していく。 「早期の現場着工」の目標を掲
--	--	--	--	--	---

						げ、様々な現場条件課題に対応しながら着実に設計、工事発注を進め令和7年3月に現場着工に繋げた。 以上により、困難度「高」の本項目において、町の意向に応じた基盤整備による計画的なハード支援と、各町の課題・状況にあわせたソフト支援を一体で行い、地域の自走に向けた復興支援を行っており、各町でも着実に効果が表れていることから、A評定とする。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （2）災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 6 項並びに第 2 項第 1 号及び第 8 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧・復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数（計画値）	75 回	－	15 回	－	－	－	－	予算額（百万円）	107, 646	－	－	－	－
地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数（実績値）	－	－	36 回	－	－	－	－	決算額（百万円）	98, 226	－	－	－	－
達成率	－	－	240％	－	－	－	－	経常費用（百万円）	211, 694	－	－	－	－
								経常利益（百万円）	2, 485	－	－	－	－
								行政コスト（百万円）	211, 835	－	－	－	－
								従事人員数（人）	36	－	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	（２）災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、機構がこれまで培ってきた経験・実績や専門性・ノウハウを活かし、平時から、地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るとともに、大規模な自然災害等が発生した場合においては、被災地域の復旧・復興に向けた支援を円滑に実施することが必要であり、令和6年能登半島地震の被災地への支援についても、地域のニーズを踏まえた対応が求められる。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るため、人材育成やノウハウの継承等に資する研修・啓発活動を実施すること。 ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請、依頼に応じ、発災後の職員派遣等の初動対応、復旧・復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時における地方公共団体等への復旧・復興支援を継続的に実施できるよう、機構のノウハウの蓄積・継承等の人材育成及び組織体制の構築に取り組むこと。	（２）災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、これまで関係を構築してきた地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を効果的に図るため、地方公共団体等に対して、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災等の自然災害における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を実施する。	（２）災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、これまで関係を構築してきた地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を効果的に図るため、地方公共団体等に対して、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災等の自然災害における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を実施する。	＜主な定量的な指標＞ ・地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数 15回 ＜その他の指標＞ ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 ・防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動の実施回数 ＜評価の視点＞ ・発災時の円滑な対応に向けて、これまでの機構の経験を活かし、ノウハウ継承、復旧・復興への対応能力向上を図るため、地方公共団体等に対して事前防災や復旧・復興に係る研修など積極的な支援を行ったか。 ・災害が発生した際には、国等からの	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数 36回 ＜その他の指標＞ ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 883人・日 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 1地区 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 8回 ・防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動の実施回数 30回	＜評定と根拠＞Ⅰ-3-（２） 評定：S ＜評価の概要＞ 令和6年能登半島地震・豪雨からの復旧に向けて、機構全社を挙げて支援を本格化した。被災地まで片道3～4時間を要するという困難な状況にあって、令和6年4月に能登半島地震復興支援事務所を、同9月にはUR奥能登・輪島ベースを開設し、順次体制を強化した。 応急仮設住宅建設支援の要員として職員を883人・日派遣し、被災者の迅速な生活再建支援に寄与した。 国の直轄調査に同行し、被災市町の意向確認や機構が実施可能な支援メニューの提案等の復興まちづくりの検討支援を実施した。 平時においては、地方公共団体のニーズに応じた研修を提供した。南海トラフ臨時情報発表等による危機意識の高まりを背景とした研修依頼増にも最大限対応し、能登半島地震・豪雨の支援と両立させ、目標を上回る36回の研修を実施した。 質の高い災害対応支援を目指していくため、組織的なノウハウ継承や体制整備等の取組を推進した。 茨城県大洗町への支援を継続し、防災集団移転促進事業計画が、発災前の既成市街地への移転（差込型）では全国初となる国土交通大臣同意に至った。 ＜具体的な事例・評価＞	
							① 発災時の円滑な対応に向けた

	支援 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を中期目標期間中に 75 回提供する。	支援 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を令和 6 年度において 15 回提供する。	要請・依頼に応じて、復旧のための職員派遣等の支援や、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行ったか。 ・機構内において、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援のための人材育成やノウハウ蓄積・継承を図っているか。	支援 地方公共団体の災害対応力向上を図るため、機構の知見やノウハウをまとめた「UR防災研修プログラム」を、計36回提供するとともに、相手方の課題解決に向けた中長期的な支援を開始した。 また、防災・災害対応に関するイベント等において、機構の事前防災や復旧・復興の経験や知見に関する講演等を計30回実施した。 具体には、金沢大学や日本コンストラクションマネジメント協会北信越支部において、令和 6 年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）からの復興を見据えて機構の東日本大震災からの復興事業における合意形成過程で得られた教訓・知見について講義を実施したほか、内閣府主催「ぼうさいこくたい」や機構主催の「ひと・まち・くらしシンポジウム」を通じて、行政職員や民間事業者などの幅広い層に対し、機構の復旧・復興の取組や知見を共有した。	支援 前中期期間からの関係構築先に働きかけるとともに、地方公共団体等との丁寧な意見交換を通じて把握した課題を踏まえ、相手方のニーズに合わせた研修を提供するとともに、能登半島地震や南海トラフ臨時情報発表による防災意識の高まりにより、想定を上回る研修依頼に対しても、能登半島地震・豪雨への支援活動と両立させながら、最大限対応した。 青森県においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備えとして、建築部局の発災時業務（応急危険度判定、宅地危険度判定等）の整理や体制を見直し、令和 8 年度中の B C P 策定を目指している。定期的な意見交換において機構の復旧・復興支援経験に基づく知見を提供しながら発災時の課題を明確化。令和 7 年 2 月には県主催の研修会と連携し、機構の熊本地震での応急危険度判定のマネジメント経験を教訓・知見として提供した。令和 6 年度の支援内容を踏まえ、青森県から継続支援に係る依頼文を受領した。 山形県においては、大雨による災害の経験を踏まえ組織的な対応力向上を目指している中、機構は防災科学技術研究所、住宅金融支援機構と連携して、住家の被害認定調査から罹災証明書の発行、被災者生活再建支援までの一連の流れについて演習を実施した。 千葉県においては、首都直下地震や半島地形による災害対応上の課題を認識している中、機構は復興まちづくり事業ケースメソッド演習を通じて、将来の災害発生を想定して担当者一人一人が判断力を養う	
--	---	--	--	--	---	--

					機会を提供し、事前復興に対する意識醸成や県下市町の連携を支援した。
	② 災害からの復旧・復興支援 災害が発生した際には、情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、住家の被害認定業務支援要員や危険度判定士の派遣等の支援を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのU R 賃貸住宅の貸与等を行う。 また、これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、円滑な復旧に向けた支援、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 令和6年能登半島地震にかかる支援については、地域のニーズを踏まえ、適時適切に実施する。	② 災害からの復旧・復興支援 災害が発生した際には、情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、住家の被害認定業務支援要員や危険度判定士の派遣等の支援を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのU R 賃貸住宅の貸与等を行う。 また、これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、円滑な復旧に向けた支援、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 令和6年能登半島地震にかかる支援については、地域のニーズを踏まえ、適時適切に実施する。		② 災害からの復旧・復興支援 能登半島地震、豪雨による被害を受けた地方公共団体への復旧・復興支援を行った。 能登半島地震にかかる応急仮設住宅の建設支援について、国土交通省住宅局の要請に基づき、令和6年1月15日から12月22日まで継続して職員のべ1,135人・日（うち令和6年度883人・日）を石川県庁へ派遣した。仮設住宅建設に係る建設候補地や配置計画確認、工事進捗管理、検査対応等の技術的支援を実施した。 また、全国のU R 賃貸住宅のうち、生活支援アドバイザーを配置したU R 賃貸住宅300戸を用意し、13戸が契約に至った。 さらに奥能登地域（2市2町）を中心に、令和9月の豪雨で被害が拡大した公共施設の復旧工事や復興を加速化させるために、国土交通省からの相談や石川県からの支援要請を受け、被災市町を含めた意見交換を重ね、現状の課題整理や機構の支援内容に関する調整を図った。その結果、令和7年3月に災害復旧工事の加速化支援に関する協定を石川県と締結し、令和7年4月以降は業務受託契約に基づく支援を実施していく見込み。 これらの復旧支援と並行して、発災直後から復興まちづくり支援に係る初動体制を構築し、復興まちづくり計画策定支援を開始した。国土交通省の直轄調査に同行し、石川県や被災市町に対して、復興に向けた意向確認や機構が実施可能な支援	② 災害からの復旧・復興支援 能登半島地震にかかる応急仮設住宅の建設支援について、初動期は過去の災害対応支援経験を踏まえて機構が策定したマニュアル等を活用し、石川県や支援自治体と連携して整備基準や業務フローの策定などマネジメント支援を行った一方で、工事推進段階においては、建設候補地や配置計画確認、工事進捗管理、検査対応等の技術的支援を行うなど、各フェーズで求められる多様な職種の職員を柔軟に派遣した。 機構職員を適時交代しながら継続して派遣する中で、石川県の意向や国との調整事項について、組織的にバックアップを行うとともに、職員交代時に他の自治体からの派遣者も参画した引継ぎを行い、円滑かつ適切な情報共有を行った。 このような機構の継続的な支援に対して、一日も早い応急仮設住宅の供与に向けて尽力したとして、石川県より感謝の言葉があったほか、機構が提供したU R 賃貸住宅に入居した被災者から生活支援アドバイザーへの感謝の声があった。 また、災害復旧工事の加速化支援や復興まちづくりにおいても、被災地域のニーズを踏まえ、過去の令和元年東日本台風に係る災害復旧工事マネジメント業務支援の知見や東日本大震災及び熊本地震からの復興の知見を活かし、被災地及び被災者へ寄り添いながら適時適切な支援に向けて取組を進めている。 復興まちづくり支援では、最も多

				メニューの提案等、被災市町に寄り添った支援を実施している。 大規模火災が発生した輪島市朝市エリアの復興計画策定支援をはじめ、津波被害を受けた珠洲市や能登町における地区別計画策定や高台移転検討の支援を実施した。 災害公営住宅建設支援についても被災市町の意向を確認し、令和7年4月には輪島市と協定締結し、支援を実施していく見込み。 茨城県大洗町とは、令和5年2月から防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）の受委託契約に基づく支援を継続している。町の防集事業計画策定に当たって、機構は移転先に既成市街地の空地等を活用する手法（以下「差込型」という。）を助言し、令和6年6月には国土交通大臣同意に至った。 那珂川水系では、常陸河川国道事務所、茨城県、水戸市がメンバーとなる那珂川流域治水ワークショップにアドバイザーとして参画した。 これらの実践的な取組を通じて得た教訓・知見について、国土交通省地方整備局の会議や地方公共団体との意見交換において共有した。	い輪島市とは 60 回の打合せを重ねるなど精力的に支援に取り組んだ結果、機構が支援した7市町のすべてにおいて令和6年度内の計画策定・公表に貢献した。 茨城県大洗町における差込型防集事業計画については、機構の提案により、地域住民のコミュニティやなりわいへの配慮しながら合意形成を進めるとともに、コンパクトシティ化することで町の持続性に配慮する計画となった。同手法での計画として大臣同意を得たのは全国初であり、町から機構の支援に対する感謝状を受領した。 また、居住制限がかかる「災害危険区域」の周辺エリアも含めた防災上の課題やまちの将来像を共有の機会を創出し、これまでの機構のまちづくり経験を活かした支援により、地域主体の防災まちづくりが始動している。 上記の支援実績を踏まえて、那珂川水系の治水とまちづくりの連携に向け、アドバイザーとして参画したほか、支援を通じて、把握した課題を地元の声として、国等へ共有することで、防災集団移転促進事業に係る補助金等の制度拡充につながっていることから、流域治水まちづくりの展開に寄与している。	
	③ 災害の発生に備えた支援体制	③ 災害の発生に備えた支援体制		③ 災害の発生に備えた支援体制の	③ 災害の発生に備えた支援体制の	

	の整備 災害の発生に備え、内部研修等を通じて、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。	の整備 災害の発生に備え、内部研修等を通じて、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。		整備 発災に備えた社内訓練については、本社総合災害対応訓練と、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練の計2回実施した。また、人材育成やノウハウの蓄積・継承については、災害時に派遣する要員育成のための研修や、特定の災害や事業で得られたノウハウの継承を目的とした研修を計6回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等の災害対応支援登録者の確保を目的とした研修や、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施した。 また、復興等技術継承者制度の運用を令和6年4月に開始。災害からの復旧・復興のノウハウを復興市街地整備業務、応急仮設住宅整備業務、災害公営住宅整備業務、ロジ等の後方支援業務の4区分し、将来の大規模災害に対して迅速かつ効果的に対応を行うため、組織的に継続してノウハウを継承していく仕組みを構築した。	整備 質の高い災害対応支援を目指すため、能登半島地震・豪雨における対応や支援内容を取りまとめたうえで、災害時に円滑に対応できる体制の強化や復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図った。 復興技術等継承者制度の運用を開始したことにより、応急仮設住宅の整備など、これまで災害毎にとりまとめた教訓・知見を支援メニュー毎に整理を行いながら、復旧・復興業務経験・ノウハウをもつ職員が平時の社内研修を通じた機構職員の育成や発災時対応のバックアップを担う仕組みを構築し、将来の大規模災害に対して、迅速かつ効果的な支援を実施できる体制確保を推進した。 以上により、定量目標を大幅に上回って達成することで災害対応力の向上に寄与するとともに、地理的にも不利な条件にある能登半島での地震、豪雨の復旧・復興に向けて機構の支援が顕著な成果をあげていることを総合して勘案し、S評定とした。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

無し。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1、2	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 （1）効率的・効果的な組織運営 （2）管理会計の活用による経営管理の向上 2 デジタル化（D X）の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 政策課題への対応及び持続的な経営基盤の確立を両立するため、継続的に事務・事業や組織の点検を行いつつ、効率的・効果的な業務運営が行われる組織体制の整備を図ること。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 （１）効率的・効果的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、社会経済情勢の変化に対しの確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 （１）効率的・効果的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、社会経済情勢の変化に対しの確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要なメリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。 ・顧客満足度の向上につながるサービス提供や、業務効率化や生産性向上を図るため、情報システムの適切な整備及び管理を行い、必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（D X）を推進できているか。	＜主要な業務実績＞ 令和 6 年能登半島地震復興支援の本格化に向けた支援体制の強化、U R 賃貸住宅ストックの資産ポートフォリオ健全化推進体制の強化及び連携・協業の推進に資する体制の整備等を図るべく事務・事業や組織の点検及び見直しを行った。	＜評定と根拠＞Ⅱ－1－（１）（２）、Ⅱ－2 評定：B ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 組織体制の整備に当たっては、賃貸住宅部門におけるストックの資産ポートフォリオ健全化推進体制の強化、連携・協業の推進に資する体制の整備等、メリハリの効いた組織体制を整備するべく事務・事業や組織の点検・見直しを行うことで、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げられる組織体制を構築した。		
		（２）管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。			（２）管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。		管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により経営管理に対する意識の更なる強化を図った。
	2 デジタル化（D X）の推進 政策実施機能の最大化に資するI Tの整備、業務の効率化や生産性の向上、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスの創出・提供、D Xの推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図ること。 その際、システムの整備及び管理に当たっては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6	2 デジタル化（D X）の推進 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行い、D Xリテラシーや専門性の向上に資する研修の実施、I T関連の資格取得の奨励等により		2 デジタル化（D X）の推進 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行い、D Xリテラシーや専門性の向上に資する研修の実施、I T関連の資格取得の奨励等により	第 5 期中期目標期間中の行動計画である「D Xアクションプラン」に基づき、各部門においてサービス向上や業務効率化に資する施策を推進するとともに、全職員のD Xリテラシー向上（R7.3 時点での I T パスポート資格の取得者数 555 名（前年比+104 名））、デジタルコア人材の育成を開始した。（将来のデジタルコア人材の候補となる職員を「DX		D Xアクションプランに基づき、各部門においてD Xを推進するとともに、全職員のD Xリテラシー向上、デジタルコア人材を育成することにより、サービスの向上や業務を効率化させていくことが期待される。

	月 9 日閣議決定）及びデジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり行うこと。	必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（D X）の推進に努める。 デジタル技術の高度化に対応し、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスを創出・提供することで顧客満足度を高め、新たなシステムの構築・運用及び I T の整備を P M O の下で計画的に進めるとともに、業務プロセスの継続的な見直しによる更なる業務効率化や生産性向上を図る。	必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（D X）の推進に努める。 デジタル技術の高度化に対応し、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスを創出・提供することで顧客満足度を高め、新たなシステムの構築・運用及び I T の整備を P M O の下で計画的に進めるとともに、業務プロセスの継続的な見直しによる更なる業務効率化や生産性向上を図る。		プロデューサー」（65 名）として認定し育成（R6. 10～） 情報システムの適切な整備及び管理についてはホームページシステムを令和 6 年 9 月に更改実施し、運用を通じて安定稼働を行っている。 また、デジタル技術の高度化に対応し、新たな募集賃貸・保全点検・団地再生システムを令和 6 年 5 月に稼働させ、安定した運用管理（コールセンター・システム監視）を実施中。 D X 推進に係る相談・技術的な支援は随時実施。加えて情報システムの整備全般については P M O が整理した手順書に基づき情報システムの整備及び管理を行う P J M O に対し、P M O は各プロジェクトの進捗状況を取りまとめ、改善提案等の支援を継続して実施。政府情報システムに係る文書を含む関連ドキュメントの管理なども併せて行い、手順の運用及び定着と業務効率化を図った。	ホームページシステムの更改を行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。 デジタル技術の高度化に対し、新たな募集賃貸・保全点検・団地再生システムを稼働させ、業務の効率化を図った。 D X 推進に係る相談・技術的な支援を行った。P M O が整備した手順書に基づき P J M O に対する支援を継続して行い、ドキュメント管理なども併せて実施し、業務効率化に寄与した。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評価とする。	
--	---	---	---	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－3、4	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 （1）事業リスクの管理 （2）事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費について、 令和5年度と令和10年 度を比較して3％以上 に相当する額を削減 （計画値）	▲3％以上	－	－	－	－	－	▲3％以上	－
	一般管理費について、 令和5年度と令和10年 度を比較して3％以上 に相当する額を削減 （実績値）	－	－	（▲1.03％）	－	－	－	－	－
	達成率	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	3 適切な事業リスクの管理等 （１）事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	3 適切な事業リスクの管理等 （１）事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下のとおり事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	3 適切な事業リスクの管理等 （１）事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下のとおり事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 新規事業着手段階の 17 地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。 ② 事業実施段階のすべての地区（令和 6 年 4 月 1 日時点：195 地区）について、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、31 地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 10 件、再評価 6 件、事後評価 1 件を実施した。再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠>Ⅱ-3-（１）（２）、Ⅱ-4 評定：B <評価の概要及び具体的な事例・評価> 新規事業着手段階の 17 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行うとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の 195 地区すべてについて、リスクの定期的管理を行い、31 地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 10 件、再評価 6 件、事後評価 1 件を実施した。うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	
	（２）事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	（２）事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	（２）事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				

	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和5年度）と中期目標期間の最終年度（令和10年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。 事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和5年度）と中期目標期間の最終年度（令和10年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努める。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和5年度）と中期目標期間の最終年度（令和10年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。 ＜評価の視点＞ ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 令和6年度の一般管理費については、物価高騰等の環境下にあっても、中期計画に掲げた目標の達成に向けて継続的な経費の縮減に努め、令和5年度を若干下回る水準に抑制。 また、事業費については、令和6年度は4,776億円分の工事調達を実施した。 コスト縮減に向けては、市場動向調査による適正コストの把握を行うとともに、工事費高騰や技術者不足等により激変する調達環境を踏まえ、受注者確保と工事費の着実な実施に向け、工事要件の緩和・柔軟化及び発注予定情報の充実など競争参加意欲を喚起させる新たな施策を令和7年1月に公表した。	一般管理費については、令和5年度を若干下回る水準に抑制し、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化により継続的な経費の縮減に努めた。 市場動向調査に加え工事要件の緩和・柔軟化及び発注予定情報の充実などの新たな施策により事業の効率的な執行とコストの縮減を図った。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とする。	
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
無し。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－5	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	5. 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、公正かつ透明な調達を確保すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づいた「調達等合理化計画」を毎年度策定、公表し着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に努める。当該計画の取組状況については、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	5 入札及び契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づいた「調達等合理化計画」を策定、公表し着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に努める。当該計画の取組状況については、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。 さらに、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に向けた取組を実施しているか。	＜主要な業務実績＞ 1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動 ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やe ラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 2 「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「令和 6 年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、職員の調達制度の理解度を向上させるための契約業務研修等の施策、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。 さらに、「令和 6 年度調達等合理化計画」に定めた施策に加えて、次の施策を実施した。 ・災害発生時、地方公共団体等に対し機構が復旧・復興支援体制を構築する手段として、あらかじめ公募した事業者と基本協定を締結した上で、発災後に速やかに協定を締結した事業者間で競争入札を行い、機構を補助する事業者を選定する独自の取組を導入した。 また、本計画の実施状況については、外部有識者及び監事によって構	＜評定と根拠＞Ⅱ－5 評定：B ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。 「令和 6 年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。 さらに、「令和 6 年度調達等合理化計画」に定めた施策に加え、左記の施策により、公正性、透明性及び競争性の確保と、迅速な復旧・復興支援体制構築の両立が可能となった。これにより機構に対する社会的要請への対応がより可能となった。 また、本計画の実施状況については、外部有識者及び監事によって構	

					成される契約監視委員会において、年度終了後の自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。 3 入札及び契約の適正な実施 監事監査において内部統制に係る制度、体制及びその運用に関する事項としてチェックを受けた。	成される契約監視委員会において、本計画の策定及び自己評価の点検を実施した。 入札及び契約の適正な実施について監事の監査による特段の指摘はない。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評定とする。	
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1、2、3、4	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	有利子負債残高を令和 10 年度末時点において 平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 （計画値）	2.9 兆円	－	541 億円	－	－	－	－	－
	有利子負債残高を令和 10 年度末時点において 平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 （中期期間において 2,000 億円程度） （実績値）	－	－	951 億円	－	－	－	－	－
	達成率	－	－	176%	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
Ⅴ 財務内容の改善に関する事項 1. 財務体質の強化 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、資産の良質化等を推進してキャッシュフローの最大化を図り、有利子負債残高を削減するとともに、効率的・効果的な投資や資産の圧縮により、持続的な経営基盤の確立を図ること。	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入等の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、効率的・効果的な投資を行うとともに、令和10 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減し、持続的な経営基盤の確立を図る。	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入等の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、効率的・効果的な投資を行うとともに、令和 6 年度末有利子負債残高を令和 5 年度末比で 541 億円削減し、持続的な経営基盤の確立を図る。	＜主な定量的な指標＞ ・令和 10 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 ・年度計画 541 億円を削減 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・財務体質の強化に当たって、金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、効率的・効果的な投資を図るとともに、有利子負債残高の削減を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・有利子負債残高 951 億円削減 令和 6 年度においては、各部門の営業努力の結果、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は 9,944 億円と、年度計画の 8,577 億円に対して 1,367 億円増加した。 これにより有利子負債は、年度計画（541 億円）を上回る 951 億円を削減した。令和 6 年度末の有利子負債残高は 9 兆 5,655 億円となり、平成 25 年度末からは約 2.8 兆円を削減、機構設立時からは約 6.7 兆円を削減した。 また、有利子負債の削減を進めつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。 その結果、都市再生事業においては、令和 6 年度に新規の投資計画を決定した地区は、「東武曳舟駅前地区（東京都墨田区）」等 2 地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和 6 年度中に 1,310 戸のストックを削減するとともに、建替住宅 1,190 戸、リノベーション住宅 4,910 戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。 なお、純利益については 74 億円を確保した。また、宅地造成等経過	＜評定と根拠＞Ⅲ-1、2、3、4 評定：A ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 有利子負債については、各部門における営業努力による業務収入等の確保により、年度計画（541 億円）を上回る 951 億円（達成率 176％）の削減を達成した。 令和 6 年度末の有利子負債残高は 9 兆 5,655 億円となり、平成 25 年度末からは約 2.8 兆円を削減、機構設立時からは約 6.7 兆円を削減した。 なお、純利益については、74 億円を確保した。また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金は令和 6 年度に解消した。		
	2 予算 別表 1 のとおり。	2 予算 別表 1 のとおり。					
	3 収支計画 別表 2 のとおり。	3 収支計画 別表 2 のとおり。					
	4 資金計画 別表 3 のとおり。	4 資金計画 別表 3 のとおり。					

				勘定における繰越欠損金は令和 6 年度に解消した。 資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、金融情勢に応じて債券発行等による民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制の双方に配慮した。 また、サステナビリティファイナンスの活用や、積極的な I R 活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現した（投資表明については、新たに 70 件獲得し、令和 6 年度末累計で 289 件に増加）。	資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、金融情勢に応じて債券発行等による民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制の双方に配慮した。 また、サステナビリティファイナンスの活用や、積極的な I R 活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤を構築した。 以上により、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進し、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A 評定とする。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し。

別表 1 （予算）

[総表]					[都市再生勘定]					[宅地造成等経過勘定]				
(単位：百万円)					(単位：百万円)					(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考	区 分	計 画	実 績	差 額	備 考	区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入					収 入					収 入				
国庫補助金	20,655	15,328	△5,326		国庫補助金	20,655	15,328	△5,326		国庫補助金	0	0	0	
資本収入	0	0	0		資本収入	0	0	0		借入金及び債券収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	650,256	610,256	△40,000		借入金及び債券収入	650,256	610,256	△40,000	①	業務収入	49,553	61,203	11,650	①
業務収入	816,210	853,647	37,438		業務収入	766,657	792,445	25,788	②	受託収入	0	0	0	
受託収入	9,325	16,596	7,270		受託収入	9,325	16,596	7,270		業務外収入	41	133	92	
業務外収入	11,549	6,619	△4,930		業務外収入	11,508	6,486	△5,022		計	49,593	61,336	11,742	
計	1,507,994	1,502,446	△5,548		計	1,458,401	1,441,111	△17,290		支 出				
支 出					支 出					業務経費	12,150	9,966	△2,184	②
業務経費	645,643	600,704	△44,939		業務経費	633,494	590,739	△42,755	③	受託経費	0	0	0	
受託経費	8,659	12,957	4,299		受託経費	8,659	12,957	4,299		借入金等償還	295	295	0	
借入金等償還	704,631	705,631	1,000		借入金等償還	704,336	705,336	1,000		支払利息	1,964	1,956	△8	
支払利息	70,908	60,784	△10,123		支払利息	68,944	58,828	△10,116		一般管理費	1,422	1,806	385	
一般管理費	45,571	45,122	△449		一般管理費	44,150	43,316	△834		人件費	1,108	1,475	368	③
人件費	35,499	35,769	270		人件費	34,391	34,294	△98		その他一般管理費	314	331	17	
その他一般管理費	10,072	9,353	△719		その他一般管理費	9,758	9,022	△736		業務外支出	22	65	43	
業務外支出	5,619	15,451	9,832		業務外支出	5,597	15,386	9,789		計	15,852	14,088	△1,764	
計	1,481,031	1,440,650	△40,381		計	1,465,179	1,426,562	△38,617						
(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。					(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。					(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。				

- ①・・・債券発行額の減
- ②・・・賃貸収入の増
- ③・・・翌事業年度への繰越しによる減

- ①・・・土地譲渡収入の増
- ②・・・不用による減
- ③・・・人件費の増

別表 2（収支計画）

[総表]

[都市再生勘定]

(単位：百万円)					(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考	区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	815,341	931,585	116,244		費用の部	775,194	901,414	126,220	
經常経費	687,771	749,520	61,748		經常経費	649,594	722,892	73,298	
業務費	659,332	714,197	54,865		業務費	621,602	688,076	66,474	①
受託費	9,325	14,690	5,365		受託費	9,325	14,690	5,365	
一般管理費	19,114	20,633	1,518		一般管理費	18,667	20,126	1,460	
財務費用	73,236	61,304	△11,932		財務費用	71,267	59,426	△ 11,841	②
たな卸資産評価損	0	8,040	8,040		たな卸資産評価損	0	8,040	8,040	③
臨時損失	54,333	112,722	58,389		臨時損失	54,333	111,056	56,723	
収益の部	819,763	938,938	119,175		収益の部	776,038	891,534	115,496	
經常収益	816,436	933,690	117,255		經常収益	773,874	887,585	113,711	
業務収入	788,839	891,025	102,185		業務収入	746,281	844,936	98,655	
受託収入	9,325	15,856	6,530		受託収入	9,325	15,856	6,530	
補助金等収益	18,055	26,221	8,166		補助金等収益	18,055	26,221	8,166	
雑益	216	589	373		雑益	214	573	359	
財務収益	3,267	3,041	△226		財務収益	2,164	1,990	△ 174	
臨時収益	61	2,207	2,146		臨時収益	0	1,958	1,958	
純利益	4,423	7,353	2,930		純利益	844	△ 9,880	△ 10,724	
目的積立金取崩額	0	0	—		目的積立金取崩額	0	0	—	
総利益	4,423	7,353	2,930		総利益	844	△ 9,880	△ 10,724	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・施設譲渡原価の増
- ②・・・固定資産の減損損失による増
- ③・・・施設譲渡収入の増

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	40,147	30,253	△ 9,894	
經常経費	38,177	26,627	△ 11,550	
業務費	37,730	26,121	△ 11,609	①
受託費	0	0	0	
一般管理費	447	506	59	
財務費用	1,970	1,960	△ 9	
たな卸資産評価損	0	0	0	
臨時損失	0	1,666	1,666	②
収益の部	43,725	47,486	3,761	
經常収益	42,561	46,105	3,544	
業務収入	42,559	46,089	3,530	③
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	2	16	14	
財務収益	1,103	1,133	30	
臨時収益	61	248	187	
純利益	3,578	17,233	13,655	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	3,578	17,233	13,655	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・土地譲渡原価の減
- ②・・・固定資産の減損損失による増
- ③・・・土地譲渡収入の増

別表 3 （資金計画）

[総表]

(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	114,660	89,402	△ 25,258	
管理費支出	459,732	369,331	△ 90,401	
受託業務費支出	8,659	10,950	2,291	
その他支出	76,104	79,988	3,883	
投資活動による支出				
建設費支出	100,129	154,149	54,020	
その他支出	14,367	127,310	112,942	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	624,631	625,631	1,000	
債券の償還による支出	80,000	80,000	0	
その他支出	2,749	3,898	1,150	
次年度への繰越金	103,590	143,744	40,153	
資金収入				
業務活動による収入	843,690	884,943	41,253	
投資活動による収入	14,048	109,468	95,419	
財務活動による収入	650,256	610,256	△ 40,000	
前年度（前期）よりの繰越金	76,628	79,741	3,113	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	114,660	89,402	△25,258	①
管理費支出	449,020	361,371	△87,649	
受託業務費支出	8,659	10,950	2,291	
その他支出	74,119	78,137	4,018	
投資活動による支出				②
建設費支出	100,129	154,149	54,020	
その他支出	11,508	122,746	111,238	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	624,336	625,336	1,000	③
債券の償還による支出	80,000	80,000	0	
その他支出	2,749	3,898	1,150	
次年度への繰越金	42,590	70,087	27,497	
資金収入				
業務活動による収入	794,317	826,245	31,928	③
投資活動による収入	13,827	108,969	95,141	
財務活動による収入	650,256	610,256	△40,000	
前年度（前期）よりの繰越金	49,369	50,610	1,242	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・修繕費の減
- ②・・・有価証券取得による増
- ③・・・有価証券売却による増

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)				
区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	0	0	0	①
管理費支出	10,712	7,960	△ 2,752	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	1,986	2,017	31	
投資活動による支出				②
建設費支出	0	0	0	
その他支出	2,860	4,564	1,704	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	295	295	0	③
債券の償還による支出	0	0	0	
その他支出	0	0	0	
次年度への繰越金	61,001	73,657	12,656	
資金収入				
業務活動による収入	49,373	58,863	9,491	③
投資活動による収入	221	499	278	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度（前期）よりの繰越金	27,259	29,131	1,872	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・管理経費の減
- ②・・・保証金返還の増
- ③・・・土地譲渡収入の増

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による
					業務実績	自己評価	評価
		IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,200 億円 想定される理由： 予見しがたい事由による一時的 な資金の不足に対応する。	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,200 億円 想定される理由： 予見しがたい事由による一時的 な資金の不足に対応する。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> 目標設定に係る趣旨を踏まえ、限 度額の範囲内において、延べ3回に わたる総額428 億円の借入れ及び返 済を実施した。	<評定と根拠> 評定：－	

4. その他参考情報							
無し。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による
					業務実績	自己評価	評価
		V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> －	<評定と根拠> 評定：－	

4．その他参考情報							
無し。							

1．当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による
					業務実績	自己評価	評価
		VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> －	<評定と根拠> 評定：－	

4．その他参考情報							
無し。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅶ－1、2、3	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項								
	1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮								
	（1）地球温暖化対策の推進								
	（2）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成								
	（3）建設副産物のリサイクルの推進								
	（4）環境物品等の調達								
	2 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元								
	（1）研究開発等の実施								
	（2）成果の社会還元								
	3 保有資産の適切な管理・運用								
当該項目の重要度、困難度		－			関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	Ⅵ その他業務運営に関する重要な事項 1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・地球温暖化対策実行計画等に基づき環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。	<主要な業務実績> ・ZEH 対応UR賃貸住宅の整備推進に向け、新たに5地区（けやき台、多摩 NT 諏訪（東京都多摩市）、鶴川（東京都町田市）、新千里東町（大阪府豊中市）、千里青山台（大	<評定と根拠>Ⅶ-1-（1）（2）（3）（4）、2-（1）（2）、3 評定：B <評価の概要及び具体的な事例・評価> 各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として 75,400 トン削減し、「UR-eco Plan 2024」における削減目標に向けて地球温暖化対策を着実に推進した。	
		（1）地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、地球温暖化対策実行計画	（1）地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、地球温暖化対策実行計画				

	(UR-eco Plan 2024) に基づき、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入、木材利用の促進等の施策を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。特に、機構が直接に排出に関わっている二酸化炭素の排出量について、2030 年度までに 70%の削減 (2013 年度比) を目指す。	(UR-eco Plan 2024) に基づき、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入、木材利用の促進等の施策を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。特に、機構が直接に排出に関わっている二酸化炭素の排出量について、2030 年度までの 70%削減 (2013 年度比) に向けた取組を進める。		阪府吹田市)、荒江(福岡県福岡市) で基本設計業務を契約 (計 2,058 戸) ・都市再生事業 2 地区(青朋(東京都港区)、虎ノ門二丁目(東京都港区)) において CASBEE 等環境認証を 4 件取得 ・太陽光発電設備については再開発等建物 (虎ノ門二丁目(東京都港区)) において設置 ・木材利用の促進においては、団地再生事業では木造建物調達開始に向けた調査実施、共用部の更なる木質化 1 地区(千里竹見台(大阪府吹田市)の他、都市再生事業 2 地区(青朋(東京都港区)、虎ノ門二丁目(東京都港区)) での木材活用、震災復興事業 2 件(大熊町産業交流施設、商業施設(福島県双葉郡))における木造・木質化を実施 ・地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有する機会を設け、省エネ意識の向上を実施 ・二酸化炭素排出量については平成 25 年度を基準として、令和 6 年度時点において 75,400 トン削減(同年度比で 48.9%)。令和 6 年度も更なる削減を見込む。 ・「環境配慮方針」(平成 17 年度策定) の見直しに向けた検討を進め、「環境基本方針」として令和 7 年 4 月に公表	令和 7 年 4 月に改定後の「環境基本方針」を公表。より高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。
	(2) 都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成 環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の	(2) 都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成 環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の		・新築UR賃貸住宅 4 地区 (赤羽台(東京都北区)、浜見平(神奈川県茅ヶ崎市)、浜甲子園(兵庫県西宮市)、千里竹見台(大阪府吹田市))	各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。

	保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。 また、にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間の創出・再生、ウォークアブルな空間の整備や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。	保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。 また、にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間の創出・再生、ウォークアブルな空間の整備や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。		において既存樹木の保存(53 本)、移植（4 本）を実施 ・質の高い景観形成に資する取組として、豊四季台地区(千葉県柏市)において景観ガイドラインを公募条件として提示 ・サンヴァリエ桜堤（東京都武蔵野市）において、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であると認められ、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得	昨年度に引き続き、「自然共生サイト（環境省）」の認定を取得。対外的な評価も獲得した。
	（３）建設副産物のリサイクルの推進 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2020」（令和２年９月 30 日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。 さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。	（３）建設副産物のリサイクルの推進 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2020」（令和２年９月 30 日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。 さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。		・機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した目標値について令和 6 年度も達成した。	令和 6 年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した目標値を達成した。

令和6年度における建設副産物の再資源化率等				
対象品目			令和6年度	
			目標値	実績値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%
	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.7%
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.9%
	建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	1.51%
	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.9%
	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.9%

注：集計対象は令和6年度に完了した契約金額500万円以上の工事

		（４）環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。 また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。	（４） 環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。 また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。		・令和 6 年度における環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、調達目標である 100%を達成 ・公共工事においては、数値目標を設定した特定調達品目（22 品目）において、100%調達を達成した。	環境物品等の調達は、設定した目標を達成した。	
２ 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発や実証実験等を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。 特に、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進のため、賃貸住宅におけるB I Mの導入拡大に積極的に取り組むこと。	２ 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた研究開発や実証実験等を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。	２ 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた研究開発や実証実験等を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成、脱炭素・環境配慮推進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。			国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。	
	（１）研究開発等の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成等の取組、脱炭素・環境配慮推進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行う。 なお、急速なA I ・ I o T等技術革新や社会情勢の変化にも柔軟に対応し、B I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や社会実装に向けた協調等、関係者と連携しつつ積極的に推進	（１）研究開発等の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成等の取組、脱炭素・環境配慮推進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行う。 なお、急速なA I ・ I o T等技術革新や社会情勢の変化にも柔軟に対応し、B I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や社会実装に向けた協調等、関係者と連携しつつ積極的に推進			・中期計画に基づき、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害対応、地域活性化、環境負荷低減に関連する研究開発を 35 件実施 ・主な研究内容：団地活動の効果検証【地域活性化やコミュニティ形成】、建築物のエネルギー性能検証【脱炭素・環境配慮推進】、賃貸住宅の擁壁・法面の点検【集合住宅ストックの維持・更新・再生】、地域再生の影響指標開発【脱炭素・環境配慮推進】		

		する。	する。			
		（２）成果の社会還元 蓄積した成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、情報発信施設の活用、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、成果の共有や普及を積極的に図る。	（２）成果の社会還元 蓄積した成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、情報発信施設の活用、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、成果の共有や普及を積極的に図る。		・集合住宅設計B I Mデータ（Vectorworks 版）の作成及び公開、併せて社外向け説明会を開催し、業界関係者約 100 名が参加。集合住宅設計B I Mデータのダウンロード申込実績は累計 717 件（R7.3 末時点） ・論文投稿においては、日本建築学会など計 14 件の投稿を行った。 ・「URまちとくらしのミュージアム」では、国内外業界関係者の視察対応を 80 件行うとともに、情報発信施設として開館 1 周年企画（トライアルコンペ）や震災復興企画展等を実施。令和 5 年 9 月の開館から約 1 万 9 千人が来館した。（令和 7 年 3 月末時点）	新たに Vectorworks 社版の B I M データ類を公開し、住宅の生産・管理プロセスの更なる D X 推進に寄与。多数の企業や団体からも関心を集め、継続的に普及活動を展開した。 情報発信施設としての役割を果たし、一般の来場者のみならず、視察等国内外の業界関係者等を含む幅広い人に対しての情報発信及び、社会還元を行った。
	3 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金については、中期目標期間中に解消を図ること。	3 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や経営の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金については、中期目標期間中に解消を図る。	3 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や経営の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金の中期目標期間中の解消に向けて、賃貸宅地資産の売却等を適切に進める。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金を中期目標期間中に解消するよう図られているか。	市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」（令和元年 8 月策定）に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。また、賃貸宅地資産の売却等を適切に進め、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金を令和 6 年度に解消した。	機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金は令和 6 年度に解消した。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、B 評価とする。

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII－4、5、6、7、8	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	4 内部統制の適切な運用 （1）内部統制の適切な運用 （2）業務運営の透明性の確保と広報の推進 （3）情報セキュリティの確保 （4）個人情報の保護 5 施設及び設備に関する計画 6 人事に関する計画 （1）方針 （2）人材育成 （3）人件費管理の適正化 （4）ダイバーシティ&インクルージョン（D&I） 7 中期目標の期間を超える債務負担 8 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 内部統制の適切な運用 （1）内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 （1）内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、必要な見直し等を行いつつ、内部統制会議等を活用し引き続き内部統制の仕組みが適切かつ有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の	4 内部統制の適切な運用 （1）内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、必要な見直し等を行いつつ、内部統制会議等を活用し引き続き内部統制の仕組みが適切かつ有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民や地方公共団体等の理解を深めるため財務情報や業務の実施状況等について情報提供を行い、	＜主要な業務実績＞ 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・全役員で構成される内部統制会議で、一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及	＜評定と根拠＞Ⅶ-4-（1）（2）（3）（4）、5、6-（1）（2）（3）（4）、7、8 評定：B ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	

		資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	透明性の確保等が図られているか。 ・業務運営において、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等を行ったか。	び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・コンプライアンス研修について、職員が３年に１度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発が図られるようコンプライアンス意識啓発研修を実施した。 ・「コンプライアンス強化月間」を設け、研修や点検等の施策を重点的に実施した。 ・コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 ・イントラネットを活用した研修を実施した。	コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。	
	（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。 また、機構の業務について、国民や地方公共団体等の事業関係者などの理解を深めるための広報活動を推進すること。	（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務に対する国民や地方公共団体等の理解を深めるため、財務情報、業務の実施状況等について情報発信や広報活動を推進する。	（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務に対する国民や地方公共団体等の理解を深めるため、財務情報、業務の実施状況等について情報発信や広報活動を推進する。		・財務情報や業務の実施状況について、機構ホームページに掲載したほか、事業報告書等を本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・機構の業務について記者発表・ホームページ・社外報・SNS等を活用し、広報活動を推進した。特に機構の社会課題に対する取組状況等に重点を置いた情報発信を行った。	財務情報や業務の実施状況について、機構ホームページや事業報告書にて情報発信や広報活動を推進し、透明性の確保に寄与した。また、各種広報媒体の活用により、機構の社会課題に対する取組状況等について、国民や地方公共団体等の理解を深めることに寄与した。	
	（３）情報セキュリティの確保 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、サ	（３）情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保にあたっては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（３）情報セキュリティの確保 情報セキュリティの確保にあたっては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		内閣サイバーセキュリティセンターとの連携により、国及び関係機関との脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーシ	国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策を継続して実施するとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に対応した規程や	

	イバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保すること。 また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。	また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。 さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。	また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。 さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。		ョンテストを継続して適切に推進した。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び情報セキュリティポリシー改訂に対応し、各種規程やマニュアルを更新した。 役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上の取組としては、階層別研修（新規採用・経験者採用職員、新任管理職、新任３～５級職員に対する研修）、全役職員等向け研修、ＩＴ担当者向け研修等のほか、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施。さらに毎月役職員等に対して情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る意識啓発を行った。	マニュアルの更新を進め、セキュリティ体制の整備を推進。 また、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、情報セキュリティ通信を毎月発信し、役職員等の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を推進。	
	（４）個人情報の保護 機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。	（４）個人情報の保護 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。	（４）個人情報の保護 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。		個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が３年に１度は受講する方針に基づく研修を実施した。	個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。	
	—	５ 施設及び設備に関する計画 該当なし。	５ 施設及び設備に関する計画 該当なし。		—		
	５ 人事に関する計画 人員については、機構に求められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営上の観点、緊急性等を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置すること。 その際、社会経済情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など、機構の業務に求められる高度な専門性の向上、各業務を通じて培ってきたノウハウ、技術力の承継のため、人材の確保・育成に関す	６ 人事に関する計画 （１）方針 人員については、機構に求められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営状況を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置していく。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。 （２）人材育成 社会・経済情勢の変化を踏まえ、	６ 人事に関する計画 （１）方針 人員については、機構に求められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営状況を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置していく。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。 （２）人材育成 社会・経済情勢の変化を踏まえ、		＜主な定量的な指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置し、業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など	人員については、業務上の必要性及び経営上の観点を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置した。 人員については、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置し、業務運営の効率化に寄与した。 人材育成については、集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれ	

	る方針を定め、戦略的に人材を確保・育成すること。 また、人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行うこと。 さらに、多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境づくりを推進するなど働き方改革に取り組むこと。	事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる高度な専門性を向上させるとともに、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施することに加えて、職員の主体的なキャリア形成を促し、外部組織との人材交流を含めた配置任用計画と適切に連携することで、戦略的に人材を確保・育成する。	事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる高度な専門性を向上させるとともに、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施することに加えて、職員の主体的なキャリア形成を促し、外部組織との人材交流を含めた配置任用計画と適切に連携することで、戦略的に人材を確保・育成する。	機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。	マネジメントする能力など機構の業務に求められる能力、専門性の向上を目的として、令和6年度において、151件、延べ5,442人に研修を実施した。集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施した。 ビジネススクールへの派遣に加え、ビジネススキル等を幅広く学ぶことができる e ラーニングプログラムの対象もさらなる若手層に広げるなど、自己啓発支援の拡充を図った。 また、機構におけるキャリアの大まかな全体像を可視化し、職員の主体的なキャリア形成を促した。 加えて、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体等外部組織への出向・派遣を実施した。	の長所を活かしたカリキュラムで研修を実施することにより、受講のしやすさや、質の向上に努めた。 自己啓発については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。
	（３）人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人の勤務成績や法人の業務実績の反映を行うことにより、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。	（３）人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人の勤務成績や法人の業務実績の反映を行うことにより、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。		特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。	人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。	
	（４）ダイバーシティ&インクルージョン（D&I） 多様化する社会ニーズに対応するため、引き続きD&Iに対する職員の理解を深めるとともに、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援な	（４）ダイバーシティ&インクルージョン（D&I） 多様化する社会ニーズに対応するため、引き続きD&Iに対する職員の理解を深めるとともに、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援な		女性の活躍推進については、令和6年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（令和6年4月1日～令和11年3月31日）における目標（女性の管理職等の人数（令和5年度末78人）を期間内に3割増とす	女性の活躍推進については、令和6年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における目標（女性の管理職等の人数（令和5年度末78人）を期間内に3割増とする）の達成に向け、令和6年度末時点で女性	

		ど多様で柔軟な働き方がしやすく、 職員の生産性の向上や創造力の発 揮に資する職場環境づくりを推進 することで、企業価値の向上を図 る。	ど多様で柔軟な働き方がしやすく、 職員の生産性の向上や創造力の発 揮に資する職場環境づくりを推進 することで、企業価値の向上を図 る。		る)の達成に向け、令和6年度末時 点で女性管理職等の人数を90人と するとともに、女性の採用拡大に努 めた。 また、令和6年度に、女性の活躍 推進に積極的に取り組む企業とし て厚生労働大臣から「えるぼし認 定」(2段階目)を取得した。 障害者雇用についても、積極的な 採用と定着を図った。	管理職等の人数を90人とするにと もに、女性の採用拡大に努めた。 障害者雇用についても、積極的な 採用と定着を図った結果、2.82% (令和6年6月1日時点)の雇用率 となり、法定雇用率を達成した。	
	7 中期目標の期間を超える債務 負担 中期目標期間中の事業を効率的 に実施するために、次期中期目標期 間にわたって契約を行うことがあ る。	7 中期目標の期間を超える債務 負担 中期目標期間中の事業を効率的 に実施するために、次期中期目標期 間にわたって契約を行うことがあ る。		—		以上により、年度計画における所 期の目標を達成していることから、 B評価とする。	
	8 独立行政法人都市再生機構法 (平成15年法律第100号)第33 条第2項(附則第12条第7項の 規定により読み替えて適用する 場合を含む。)に規定する積立金 の使途 独立行政法人都市再生機構法(平 成15年法律第100号)第33条第2 項の規定に基づき主務大臣の承認 を受けた積立金は、同法第11条に 規定する業務に係る借入金の金利 変動リスクへの対応及び賃貸住宅 ストックを長期利活用するための 収益性・付加価値向上を伴う改修に 係る投資に充てるものとする。	8 独立行政法人都市再生機構法 (平成15年法律第100号)第33 条第2項(附則第12条第7項の 規定により読み替えて適用する 場合を含む。)に規定する積立金 の使途 独立行政法人都市再生機構法(平 成15年法律第100号)第33条第2 項の規定に基づき主務大臣の承認 を受けた積立金は、同法第11条に 規定する業務に係る借入金の金利 変動リスクへの対応及び賃貸住宅 ストックを長期利活用するための 収益性・付加価値向上を伴う改修に 係る投資に充てるものとする。		第4期中期目標期間中の繰越積 立金については、令和6事業年度に 50億円の取崩を行い、賃貸住宅ス tockを長期利活用するための収 益性・付加価値向上を伴う改修に係 る投資の一部に充当した。			

4. その他参考情報
無し。